

宮田村地域防災計画

震災対策編

平成26年度修正版

宮田村防災会議

〔目 次〕

震災対策編

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨	1
第2節	防災の基本方針	1
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第4節	防災面からみた宮田村の概要	2
第5節	過去に発生した地震災害	2
第6節	被害想定	7

第2章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり	14
第2節	情報の収集・連絡体制計画	15
第3節	活動体制計画	15
第4節	広域相互応援計画	16
第5節	救助・救急・医療計画	17
第6節	消防・水防活動計画	17
第7節	要配慮者支援計画	20
第8節	緊急輸送計画	20
第9節	障害物の処理計画	20
第10節	避難収容活動計画	21
第11節	孤立防止対策計画	28
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	28
第13節	給水計画	28
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	28
第15節	危険物施設等災害予防計画	28
第16節	電気施設災害予防計画	28
第17節	上水道施設災害予防計画	28
第18節	下水道施設災害予防計画	29
第19節	通信・放送施設災害予防計画	29
第20節	災害広報計画	29
第21節	土砂災害等の災害予防計画	29
第22節	防災都市計画	29
第23節	建築物災害予防計画	29
第24節	道路及び橋梁災害予防計画	32

第25節	河川施設等災害予防計画	33
第26節	農林水産物災害予防計画	33
第27節	二次災害の予防計画	35
第28節	防災知識普及計画	37
第29節	防災訓練計画	37
第30節	災害復旧・復興への備え	37
第31節	自主防災組織等の育成に関する計画	37
第32節	ボランティア活動の環境整備計画	37
第33節	災害対策基金等積立及び運用計画	37
第34節	震災対策に関する調査研究及び観測	38

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動	39
第2節	非常参集職員の活動	42
第3節	広域相互応援活動	47
第4節	ヘリコプターの活用計画	48
第5節	自衛隊災害派遣要請活動	48
第6節	救助・救急・医療活動	48
第7節	消防・水防活動	48
第8節	要配慮者に対する応急活動	48
第9節	緊急輸送活動	48
第10節	障害物の処理活動	48
第11節	避難収容及び情報提供活動	48
第12節	孤立地域対策活動	51
第13節	食料品等の調達・供給活動	51
第14節	飲料水調達供給活動	51
第15節	生活必需品の調達供給活動	51
第16節	保健衛生、感染症予防活動	51
第17節	遺体の捜索及び処置等の活動	51
第18節	廃棄物の処理活動	51
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	52
第20節	危険物施設等応急活動	52
第21節	電気施設応急活動	55
第22節	上水道施設応急復旧活動	55
第23節	下水道施設応急復旧活動	55
第24節	通信・放送施設応急活動	55
第25節	災害広報活動	56
第26節	土砂災害等応急活動	56
第27節	建築物災害応急活動	56

第28節	道路及び橋梁応急活動	57
第29節	河川施設等応急活動	57
第30節	二次災害の防止活動	57
第31節	農林水産物災害応急活動	61
第32節	文教活動	62
第33節	飼養動物の保護対策	66
第34節	ボランティアの受入れ体制	66
第35節	義援物資、義援金の受入れ体制	66
第36節	災害救助法の適用	66

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	67
第2節	迅速な原状復旧の進め方	67
第3節	計画的な復興	67
第4節	資金計画	67
第5節	被災者等の生活再建等の支援	67
第6節	被災中小企業等の復興	67

第5章 東海地震に関する事前対策活動 - 宮田村地震防災強化計画 -

第1節	総 則	68
第2節	地震災害警戒本部の設置等	73
第3節	地震防災応急対策要員の参集	77
第4節	地震防災応急対策に係る措置に関する事項	78
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	100
第6節	大規模な地震に係る防災訓練計画	102
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	102

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、宮田村防災会議が作成する「宮田村地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

なお、風水害対策編と内容に変更のない計画については、風水害対策編の計画を準用することとした。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各課及び各機関等はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本方針

本村は、村の東部、ほぼJR飯田線に沿って「田切断層」が、また、それよりやや西、中央自動車道に沿うように「小黒川断層」が確認されているほか、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件にあり、また近年の都市化の進展に伴う住宅地の密集化、高齢者、障がい者等要配慮者の増加等という社会的条件をあわせもち、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。

1 防災対策

防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、村、県、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策をとる。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

2 村

県、防災関係機関等と緊密な連携を図り、人命の安全を第一に、防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と、住民の防災意識の高揚・防災組織の育成強化を図るとともに、防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

3 住民

「自らの身の安全は、自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭にいた防災対策を常日ごろから講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

風水害対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第4節 防災面からみた宮田村の概要

風水害対策編第1章第4節「防災面からみた宮田村の概要」を準用する。

第5節 過去に発生した地震災害

本村に直接被害をもたらした地震、又は本村周辺を震源とする地震は、過去の記録に残されていないが、本村が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されていること、次の第6節「被害想定」に定める伊那谷断層帯の地震震源域が本村のほぼ直下に想定されていることを考え併せると、本村周辺長野県域の地震の記録を、記憶に留めておくことは重要なことといえる。

記録に残された本村周辺の地震は次のとおりである

番号	西暦（和暦）	震央 東北緯	M	被害 程度	主な 被害地域	備 考
1	762. 6. 9 (天平宝字 6. 5. 9)	137. 5° 36. 0°	≥7. 0	D	美濃・ 飛騨・ 信濃	被害不詳。罹災者に対し1戸につき穀物2斛を贈った。
2	841 (承知 8)	138. 0° 36. 2°	≥6. 5	B	信 濃	塙屋が倒潰した。同年2月13日以前の地震。信濃の国府（現松本）を震央と考える。
3	1432 (永亨 4)			C	伊 那	幅1.5間、長22間の地割れできるといふ。史料少なく、真偽不明。
4	1627. 10. 22 (寛永 4. 9. 14)	138. 2° 36. 6°	6. 0	B	松 代	家屋倒潰80戸、死者あり。詳細不明。
5	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4) 14時	135. 9° 33. 2°	8. 4	B～C	五畿七道	宝永地震 飯田で潰家（含土蔵）70余、半潰168。諏訪、南安曇郡でも被害あり。
6	1714. 4. 28 (正徳 4. 3. 15) 22時		6. 3	B	信濃小谷村	姫川沿いの谷に被害。大町組全体で死56、傷37、全潰194、半潰141。長野の善光寺でも石垣が崩れ、石塔が転倒した。
7	1718. 8. 22 (享保3. 7. 26) 14時	137. 9° 35. 3°	7. 0	B	三河・ 伊那	飯田領内で、潰350余、半潰580、死12。天竜川沿いに山崩れが多発。森平山崩れ、遠山川を堰止めた。
8	1725. 8. 14 (享保10. 7. 7) 13時	138. 1° 36. 0°	6. 3	B	伊那・ 高遠・ 諏訪	高遠城の石垣、塙、土居夥しく崩れる。城下の被害は不詳。諏訪では、郷村36ヶ村で倒家347、半倒家521、死4、傷8、山崩20ヶ所などの被害。
9	1791. 7. 23 (寛政 3. 8. 16) 18時	138. 0° 36. 2°	6. 7	B	松本	松本城の塙、櫓、石垣など崩れる。諸士居宅79、百姓家416、土蔵316崩れる。

10	1847. 5. 8 (弘化 4. 3. 24) 21時	138. 2° 36. 7°	7. 4	A	信濃北部及 び越後西部	善光寺地震 被害実数は文書による異同 が激しいが、松代領で潰 9,559、半潰3,193、大破3,918、 死2,695、傷2,289、うち洪水 による死22、山崩れ41,051 ヶ所。飯山領では、潰1,977、 半潰830、死586という。善 光寺では地震後の火災によ る死者も多かった。また、 山崩によって犀川が堰止め られ、後に決壊して大洪水 となった。
11	1858. 4. 23 (安政5. 3. 10) 10時	137. 9° 36. 6°	5. 7	B	信濃大町	大町組で家・蔵などの潰れ あり。山崩れ多し。
12	1918. 11. 11 (大正 7) 2時58分	137. 88° 36. 45°	6. 1 6. 5	C～B	長野県 大町付近	大町地震 2回の地震があった。高瀬 川沿いの地域で居宅全潰 6、半潰305、破損2,547、土 蔵等全潰16、半潰2,273、建 物の破損290のほか石垣破 損334ヶ所などの被害。
13	1941. 7. 15 (昭和16) 23時45分	138. 23° 36. 72°	6. 1	C～B	長野市付近	死 5、傷18、住家全壊29、 半壊122の被害。千曲川沿 いでは割れ目多く噴砂水が みられた。
14	1943. 10. 13 (昭和18) 14時43分	138. 08° 36. 77°	5. 9	C	長野県 古間村	古間村針ノ木で家屋の半数 が復旧困難な程に破壊され た他、道路の亀裂、土砂崩 壊、鉄道の破損などの被 害。
15	1965. 8. 3～ (昭和40)			C	長野市 松代町付近	松代群発地震 1967年10月までに傷15、住 家全壊10、半壊 4、一部破 損7,857、道路 損 壊29、山 (崖) 崩れ60。
16	1968. 9. 21 (昭和43) 7時25分	138. 16° 36. 49°	5. 3	C	長野県北部	県北で傷 2、住家一部破損 224、非住家一部破損 8、道 路損壊 4、山 (崖) 崩 2、 石垣損壊13、水道管や鉄道 施設にも小被害。

17	1984. 9. 14 (昭和59) 8時48分	137. 336° 35. 493°	6. 8	B	長野県西部	長野県西部地震 御岳山頂上のやや南方に生じた山崩れが約10km流下し王滝村に達した。死者11、行方不明18、傷10、建物全壊13、半壊86、流出10、全焼1、一部破損473、非住家被害86、道路損壊205ヶ所、橋梁流出2、山(崖)崩れ53、鉄軌道被害4、罹災世帯数110、罹災者数289。
18	1986. 8. 24 (昭和61) 11時35分	138. 196° 36. 192°	4. 9	C	長野県東部	丸子松周辺でブロック塀やガラス破損、瓦崩落、落石など軽微な被害。
19	1986. 12. 30 (昭和61) 9時38分	137. 560° 36. 379°	5. 9	C	長野県北部	信州新町を中心に住家の一部破損243、水道3ヶ所、その他27ヶ所の被害。
20	1987. 9. 14 (昭和62) 4時13分	138. 292° 36. 592°	4. 6	C	長野県北部	飯山市、野沢温泉村、栄村などで住宅一部破損、墓石転倒などの軽微な被害。
21	1993. 4. 23 (平成5) 5時18分	137. 302° 35. 483°	5. 1	C	長野県西部	王滝村の県道・村道・林道で直径20～50cmの落石、書棚ガラス破損などの軽微な被害。
22	1998. 7. 10 (平成10) 2時22分	137. 558° 35. 483°	4. 7	C	長野県北部	美麻・八坂村の一部で住家等の瓦・壁の一部破損、墓石転倒、道路亀裂などの被害。
23	1998. 8. 7～ (平成10)		最大5. 4	C	穂高岳～ 槍ヶ岳付近	群発地震と雨による地盤のゆるみにより崩落・落石が起こり、登山道の通行不能発生。
24	1999. 1. 28 (平成11) 10時25分	137. 596° 36. 220°	4. 7	C	長野県中部	明科町で住家一部破損(屋根瓦崩落)、生坂村の山の上で土砂崩落などの被害。

25	2004. 10. 23 (平成16) 17時59分	138. 520° 37. 397°	6. 8	C	新潟県・ 長野県・ 群馬県	平成16年（2004年）新潟中越地震 栄村・三水村で負傷者、中野市、豊田村で住家等一部損壊、飯山市周辺で農作物被害
26	2007. 7. 16 (平成19) 10時13分	138. 365° 37. 334°	6. 8		新潟県・ 長野県	平成19年新潟中越沖地震 長野市、飯山市等で家屋一部破損
27	2008. 6. 13 (平成20) 11時21分	137. 422° 35. 546°	4. 7		長野県南部	県内最大震度4 塩尻市負傷者
28	2011. 3. 12 (平成23) 3時59分	138. 06° 37. 00°	6. 7		長野県・ 新潟県	県内最大震度6強 栄村 栄村で死者3、周辺地域で負傷者。栄村等で全壊、半壊などの被害。
29	2011. 6. 3 (平成23) 8時16分	138° 36. 2°	5. 5		長野県中部	県内最大震度5強 松本市 松本市で死者1、負傷者。 松本市等で半壊、一部損壊の被害

注 被害程度の基準は以下のとおり。

A：大被害

B：中被害

C：小被害

D：被害が出たことは確かであるがその程度が不明

第6節 被害想定

第1 基本的な考え方

県の被害想定によると、長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成12、13年度の2か年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震・南海トラフ地震の被害想定結果に基づき、予想される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

第2 想定地震

長野県は、長野県における過去に被害をもたらした地震や活断層の分布状況、最近の地震研究事例を整理し、また次の点を考慮して想定地震を設定した。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したのではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

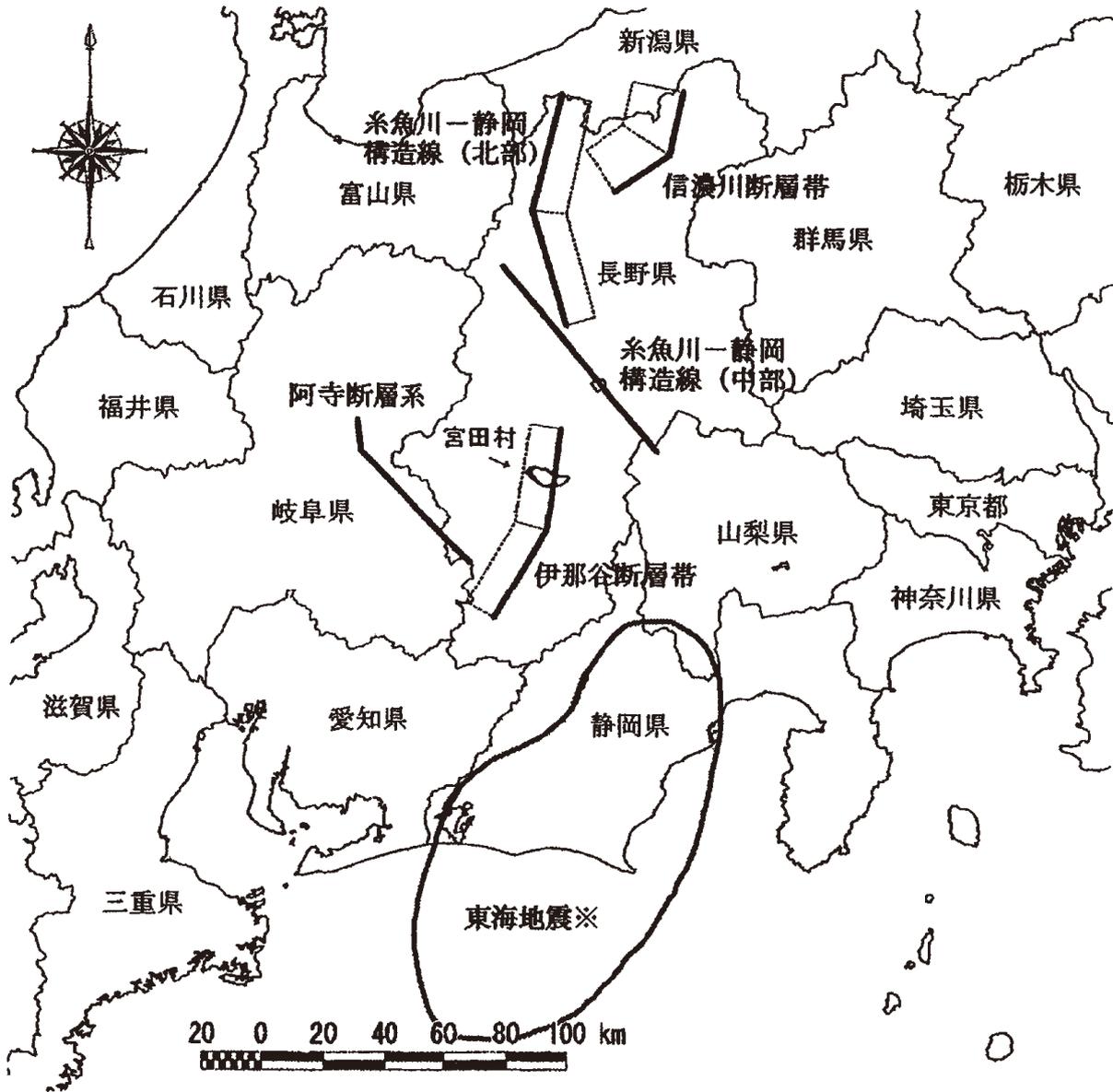
- 長野県に大きな被害をもたらす可能性がある地震を想定する。
- 現時点の地球科学的知見で、発生可能性がある地震を想定する。
- 地震の発生位置によって県内各地における影響程度が異なることから、複数の地震を想定して、各地の被害分布状況を把握する。
- 特に中枢都市においての被害が甚大となる場合に、多種多大な影響が現れることを考慮して、主要都市近傍の震源を想定する。

<想定地震の諸元>

震源諸元 想定地震	マグニ チュード	長さ (km)	幅 (km)	傾斜	国による 地震発生確率 (30年以内) (%)	位置等
糸魚川－静岡構造線 (北部)	8.0	80	20	60° E	14	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線 (中部)	8.0	80	17	90°	14	安曇野市～富士見町
信濃川断層帯	7.5	43	21	45° W	0	飯山市～長野市
伊那谷断層帯	7.9	68	20	60° W	0～7	南箕輪村～浪合村
東海地震	8.0	115	70	34° W	—	(平成13年想定)
阿寺断層系	7.9	62	17	90°	未発表	王滝村～岐阜県

<想定震源の位置と大きさ>

(※平成13年想定)



第3 想定地震に基づく危険度

1 地震動の予測

各想定地震における本村の地震動の予測結果は、次のとおりである。

(1) 糸魚川—静岡構造線（北部）の地震

松本地域から大北地域の平地部及び長野、上田、諏訪地域の平地部の一部等で震度6強～7、その周辺及び伊那谷で震度5強以上、下伊那・木曾・南佐久地域の一部を除き県内全域で震度5弱が予想される。

本村は、震度5弱が予想されるが、村内東部、中央自動車道以東の地域では震度5強、ごく一部で震度6弱も予想される。

(2) 糸魚川—静岡構造線（中部）の地震

安曇地域から諏訪地域の平地部及び上伊那地域北部の一部等で震度6強～7、その周辺、長野、上田、佐久、上伊那の一部で震度5強以上、その他北信・下伊那地域の一部を除きほぼ県内全域で震度5弱が予想される。

本村は、震度5強が予想されるが、村内東部、中央自動車道以東の地域では震度6弱も予想される。

(3) 信濃川断層帯の地震

千曲川に沿った更埴地域以北の平地部で震度6強、その周辺及び東信、中信の平地部で震度5強以上、その他のほぼ県内全域で震度4～5弱が予想される。

本村の場合は、震度4が予想されるが、村内東部の一部では震度5弱も予想される。

(4) 伊那谷断層帯の地震

南信地域の天竜川周辺及び諏訪湖周辺で震度6強～7、その周辺及び長野、松本、上田、佐久地域の平地部で震度5強以上、その他の県内全域で震度4～5弱が予想される。

震源域が本村周辺に設定されているため、村内全域で震度6弱から6強、東部、中央自動車道以東の地域では震度7が予想される。

(5) 東海地震

本村の場合は、震度4、村内東部、中央自動車道以東の地域では震度5弱～5強が予想される。

(6) 阿寺断層系の地震

木曾地域南部、伊那谷の一部で震度6強、木曾南部、伊那谷の平地部、松本、長野、諏訪地域の平地部で震度5強以上、その他の全県で震度4～5弱が予想される。

本村の場合は、震度5弱～5強、村内東部、中央自動車道以東の地域では震度6弱が予想される。

2 液状化の危険度評価

液状化の危険度は、「①極めて高い」、「②高い」、「③低い」、「④かなり低い」の4段階に区分される。

本村の場合、想定6地震のうち、ほとんどの地震で「③低い」か「④かなり低い」が予想さ

れるが、伊那谷断層帯の地震においては、村内東部の中央自動車道以東の地域で、「②高い」が予想されている。

3 地震土砂災害危険度評価

地震による土砂災害の危険度は、「A高い」、「Bやや高い」、「C低い」の3ランクに区分される。

(1) 糸魚川—静岡構造線（北部）の地震

本村の地域内では、斜面崩壊危険度及び地すべり危険度が、Cランクの地域が点在する程度であり、雪崩も含めて、その危険性は少ないといえる。

(2) 糸魚川—静岡構造線（中部）の地震

斜面崩壊危険度Aランクが、村内南部に3箇所分布する。またBランクが、西部山間部や東部にも広く点在する。

(3) 信濃川断層帯の地震

斜面崩壊危険度及び地すべり危険度が、Cランクの地域が点在する程度で、雪崩を含め、その危険性は少ないといえる。

(4) 伊那谷断層帯の地震

斜面崩壊危険度Aランクが村内全域に分布する。また地すべり危険度Aランクも北部藤沢川方面に分布する。

(5) 東海地震

斜面崩壊危険度及び地すべり危険度が、Cランクの地域が点在する程度である。

(6) 阿寺断層系の地震

斜面崩壊危険度Aランクが、村内南部に3箇所分布する。またCランクが北部を中心に広く分布する。

第4 被害想定

1 建築物被害

想定6地震のうちで最も被害が大きいと予想されるのは、伊那谷断層帯の地震である。

伊那谷断層帯の地震の場合、木造が全壊1,896棟33.84パーセント、半壊1,052棟18.78パーセント、全半壊合わせると52.62パーセントとなる。また、非木造は大破117棟8.23パーセント、中破401棟28.20パーセント、大破中破合わせると518棟36.43パーセントとなる

地震名	木造建物被害(棟)		非木造建物被害(棟)										合計(棟)	
			RC・SRC造		S造		軽量鉄骨造		その他構造		計		木造全壊・非木造大破	木造半壊・非木造中破
	全壊	半壊	大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破		
糸魚川－静岡構造線(北部)の地震	0	73	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	74
糸魚川－静岡構造線(中部)の地震	182	539	0	3	0	21	0	0	1	3	1	27	183	566
信濃川断層帯の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層帯の地震	1,896	1,052	1	16	97	368	1	1	18	16	117	401	2,013	1,453
東海地震	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
阿寺断層系の地震	17	98	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	17	100

また、東海地震の新たな想定震源域による被害想定結果では、本村における建築物被害は、次のようになっている。

木造全壊・非木造大破 17棟 (0.2パーセント)

木造半壊・非木造中破 136棟 (1.9パーセント)

2 出火・延焼被害

季節や時刻によって、火気器具の使用頻度などに影響される出火率や、風向・風速等の気象条件が異なり、それによって出火・延焼の想定値も異なることになるため、県は次のケースを想定した。

夏昼：夏～秋（6月～11月）の14～15時

夏夜：夏～秋（6月～11月）の18～19時

冬昼：冬～春（12月～5月）の14～15時

冬夜：冬～春（12月～5月）の18～19時

想定6地震のうちで出火件数、焼失棟数とも、最も多く予想されるのは、伊那谷断層帯の地震である。

3 人的被害

地震名	出火件数				焼失棟数			
	夏		冬		夏		冬	
	昼	夕	昼	夕	昼	夜	昼	夜
糸魚川－静岡構造線（北部）の地震	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線（中部）の地震	1	1	2	1	1	1	4	1
信濃川断層帯の地震	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層帯の地震	5	3	8	5	13	7	22	13
東海地震	0	0	0	0	0	0	0	0
阿寺断層系の地震	0	0	0	0	0	0	0	0

伊那谷断層帯及び糸魚川－静岡構造線（中部）の地震においては、相当数の死傷者が出ると予想される。

地震名	出火件数				出火件数				出火件数				焼失棟数			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夕	昼	夕	昼	夕	昼	夕	昼	夕	昼	夕	昼	夜	昼	夜
糸魚川－静岡構造線（北部）の地震	0	0	0	0	2	2	2	2	45	45	45	45	83	83	83	83
糸魚川－静岡構造線（中部）の地震	4	5	4	5	12	12	12	12	239	239	240	239	835	835	839	835
信濃川断層帯の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層帯の地震	31	43	31	43	41	40	41	41	770	769	771	770	3,875	3,867	3,886	3,875
東海地震	0	0	0	0	1	1	1	1	23	23	23	23	29	29	29	29
阿寺断層系の地震	0	1	0	1	3	3	3	3	67	67	67	67	132	132	132	132

また、東海地震の新たな想定震源域による被害想定結果では、本村における人的被害は、次のようになっている。

死者数 0人
 重傷者数 4人
 軽傷者数 78人
 避難者数 190人

4 ライフラインの被害

伊那谷断層帯、糸魚川—静岡構造線（中部）、阿寺断層系の3想定地震において、上水道、下水道、電力、電話のいずれにも相当数の被害が予想される。

地震名	上水道			下水道		電力			通信施設（電話）		
	断水世帯数	支障率	復旧日数	被害箇所	被害率	停電世帯数	機能支障率	復旧日数	機能支障回数	機能支障率	復旧日数
糸魚川—静岡構造線（北部）の地震	0	0	0	0	0	439	16.2	9	0	0	0
糸魚川—静岡構造線（中部）の地震	2,363	87.5	13	54	0.91	689	25.4	10	205	5.7	2
信濃川断層帯の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層帯の地震	2,510	92.9	14	141	2.41	979	36.1	7	2,797	77.7	4
東海地震	0	0	0	0	0	285	10.5	3	0	0	0
阿寺断層系の地震	819	30.3	6	12	0.21	670	24.7	5	187	5.2	2

5 まとめ

前掲の地図で明らかとなおり、本村の中央部直下に「伊那谷断層帯」が、北部に「糸魚川—静岡構造線（中部）」が、さらに南西部に「阿寺断層系」がそれぞれ確認されている。

今回の長野県地震対策基礎調査によると、本村に被害をもたらす地震は、これら3断層帯を震源とする地震が大部分を占めている。

また、被害要因は、火災によるものよりも、建物の倒壊によるものが大きく、それにより、上下水道、電気等ライフラインにも大きな被害が出ると予想されている。

近年の社会情勢の変化等により、被害を拡大する要因が増大するなど、災害の様相も複雑、多様化する傾向にある。このため、県の想定した被害を上回る建物の倒壊、火災、人的被害のほか、地盤災害等の災害が発生するおそれもある。

しかし、この被害想定は、住民の不安感をいたずらに助長するものであってはならない。地震発生時の被害を最小限にとどめるため、本調査の結果を分析し、建物の耐震化対策を推進するなど、村の地震防災対策を着実に実施するとともに、住民に対し、地震等防災に関する情報を的確に提供し、住民による防災活動の活性化をさらに促進していくこととする。

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1 基本方針

村内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を策定し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 計画の内容

1 地震に強い村土づくり

村内及び村周辺には多くの活断層があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な村土の形成に取り組む。

- (1) 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。
- (3) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

2 地震に強いまちづくり

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりを推進する。

(1) 地震に強い都市構造の形成

ア 幹線道路、公園、河川など骨格的な地域基盤整備及び土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(2) 建築物等の安全化

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア 上下水道施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(5) 危険物施設等の安全確保

上伊那広域消防本部と連携して、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行う。また、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

風水害対策編第2章第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

第3節 活動体制計画

第1 基本方針

大規模地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織との連携等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

大規模地震による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

イ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす大規模地震に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、村に防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

災害対策基本法第16条に基づき、宮田村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した宮田村地域防災計画の策定及び修正を行い、防災関係機関と連携を図りながら、その計画の実施を推進する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

このため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

役場庁舎や避難施設など、災害時に防災中枢機能を果たす施設については、定期的に施設の点検整備を実施し、必要な補強や設備の充実を図り、安全性の確保等に努める。

第4節 広域相互応援計画

風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」を準用するが、被害の大きい地震災害に対しては、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるために、県及び関係機関により選定された広域活動拠点についてあらかじめ状況を把握する。

拠 点 種 別	施 設 名
物資輸送拠点	宮田村農業者トレーニングセンター
ヘリポート及び活動拠点	宮田球場等

なお、選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

第5節 救助・救急・医療計画

風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」を準用する。

第6節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模地震災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 計画の内容

大規模地震災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防計画の策定、修正及び当該計画の実施を推進する。

1 消防計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を策定し、大規模地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防団が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の基準」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓蒙活動による青年層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防相互応援協定の締結を推進すること等により、広域消防体制の推進を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、地震による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、耐震性貯水槽の整備、河川、農業用排水路等

自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模地震災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時における同時多発火災を防止するため、消防本部、関係団体等と連携、協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防本部は、消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を策定し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業、薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、地震発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(6) 活動体制の整備

大規模地震発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよ

う、活動計画を定める。

特に、関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

(7) 応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の市町村から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

(8) 住民及び自主防災組織の活動

住民は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

村は、次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所への巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退の指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
 - なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。
- (9) 水防機関の整備
- (10) 水防計画の策定
- (11) 水防協議会の設立
- (12) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

第7節 要配慮者支援計画

風水害対策編第2章第8節「要配慮者支援計画」を準用する。

第8節 緊急輸送計画

風水害対策編第2章第9節「緊急輸送計画」を準用する。

第9節 障害物の処理計画

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は日ごろから点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 計画の内容

1 定期点検及び耐震性の確保

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

2 倒木の処理

上伊那森林組合等林業関係団体及び建設業者と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

3 関係業者との協力体制の確保等

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、平常時から、レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼など確保体制を整備するとともに、排除物件の保管場所確保を行う。

4 基幹的な農道への対応

緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

5 住民に対する啓発

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するよう、啓発、指導する。

第10節 避難収容活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

第2 計画の内容

1 避難計画の策定等

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(1) 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所区域内又は近接する要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。現在本村には、この区域内に該当施設はないが、要配慮者利用施設については、区域外であっても、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導していく。

(2) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- ア 避難勧告・避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- イ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給食措置
 - (イ) 給水措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用品の支給
 - (オ) 負傷者に対する救急救護
- カ 指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(ア) 平常時における広報	(イ) 災害時における広報
○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	○広報車による周知
○ホームページ、ケーブルテレビ、防災安全情報メールによる広報 ○住民に対する巡回指導 ○防災訓練等	○村防災行政用無線（同報系）による広報 ○ホームページ、ケーブルテレビや防災安全情報メール等による広報 ○避難誘導員による現地広報 ○住民組織を通じた広報

(3) 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(4) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

- ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- イ 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- ウ 要配慮者利用施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

【住民が実施する計画】

- ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - (ア) 家の中でどこが一番安全か。
 - (イ) 救急医薬品や火気などの点検。
 - (ウ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
 - (オ) 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - (カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - (キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、飲料水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

【企業等において実施する計画】

ア 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

- (1) 村は、都市公園、高齢者支え合い拠点施設、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、村地域防災計画に掲載するものとする。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (3) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

- (5) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

ア 管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

- イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

- (1) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (2) 村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (3) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (7) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。
- (8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等、要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

- (9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (10) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (11) 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (12) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (13) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (14) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

ア 管理施設について、村の指定避難所の指定に協力するものとする。

イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (6) 周辺市町村が被災した場合は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

地震発生時、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

小中学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 防災計画（教育委員会）

ア 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては村、駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、村教育委員会という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 地震対策に係る防災組織の編成
- (イ) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ウ) 村教育委員会、村、駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施

- (ソ) 震災後における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理（教育委員会）

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、湯沸し所、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導（教育委員会）

- ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- イ 防災計画の「児童生徒の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるもの。
 - (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるもの。

6 住民への啓発

村は、広報紙、村防災行政無線、ケーブルテレビ等を通じ、又は防災マップ等の作成・配布により、平常時から次の措置を行っておくよう啓発に努める。

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - ア 家の中の一番安全な場所
 - イ 救急医薬品や火気などの点検
 - ウ 幼児や老人の避難にあたる責任者
 - エ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在
 - オ 非常持ち出し袋の常置場所及び持ち出し責任者
 - カ 家族間の連絡方法及び最終落ち合い場所の確認
 - キ 昼、夜別家族の分担業務
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

- (3) 避難所での生活に最低限必要な食料、飲料水、衣類等生活必需品、医薬品、ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。
- (4) 阪神・淡路大震災では、自力で、または家族や近隣の住民等によって救出された人の割合は94.9%であり、救助隊による救出数はわずか1.7%であったと報告されている。(日本火災学会-兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書-) このため、初期救出活動における重要な役割を占める地域住民間のコミュニケーションを、日ごろから深めておく。

第11節 孤立防止対策計画

風水害対策編第2章第12節「孤立防止対策計画」を準用する。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

第13節 給水計画

風水害対策編第2章第14節「給水計画」を準用する。

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

第15節 危険物施設等災害予防計画

風水害対策編第2章第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第16節 電気施設災害予防計画

風水害対策編第2章第17節「電気施設災害予防計画」を準用する。

第17節 上水道施設災害予防計画

風水害対策編第2章第18節「上水道施設災害予防計画」を準用する。

第18節 下水道施設災害予防計画

風水害対策編第2章第19節「下水道施設災害予防計画」を準用する。

第19節 通信・放送施設災害予防計画

風水害対策編第2章第20節「通信・放送施設災害予防計画」を準用する。

第20節 災害広報計画

風水害対策編第2章第21節「災害広報計画」を準用する。

第21節 土砂災害等の災害予防計画

風水害対策編第2章第22節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

第22節 防災都市計画

風水害対策編第2章第23節「防災都市計画」を準用する。

第23節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第2 計画の内容

1 公共建築物

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(1) 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

被害想定でも明らかのように、「伊那谷断層帯」を震源とする地震では、相当数の建物が全壊を含む被害を受けると予想される。

本村には、役場庁舎を始め公共建築物には老朽化した施設が見られる。役場庁舎は、災害発生時には災害対策本部が設置されるなど、公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多いため、耐震改修等施設の安全性の確保が必要となる。「新耐震基準」

(昭和56年6月1日施行建築基準法施行令の耐震に関する構造計算関係規定)以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

なお、本村は、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(2) 耐震診断・耐震改修のための助言等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な助言等をするものとする。

(3) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

(4) 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 要配慮者に対する配慮

耐震診断の結果等に基づき建替えする場合、又は新築する場合には、出入口付近や室内の段差解消、手すりや身体障がい者用トイレの設置など、要配慮者に配慮した整備を推進する。また、既存の建物についても同様の整備に努める。

【関係機関が実施する計画】

ア 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

イ 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

ウ 要配慮者に対する配慮

耐震診断の結果等に基づき建替えする場合、又は新築する場合には、出入口付近や室内の段差解消、手すりや身体障がい者用トイレの設置など、要配慮者に配慮した整備を推進する。また、既存の建物についても同様の整備に努める。

2 一般建築物

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるため、広報紙等を通じて耐震診断・耐震改修の必要性を普及、啓発し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(1) 耐震診断、耐震改修のための助言等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断、耐震改修について必要な指導、

助言等をするものとする。

(2) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

ア 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行うものとする。

イ 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行うものとする。

(3) 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

(4) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はそれらの制度の普及促進に努めるものとする。

【建築物の所有者等が実施する計画】

ア 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

イ 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

ウ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

3 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の点検、補強、生け垣化の奨励などの安全対策について、広報紙等を通じて普及・啓発を図る。

(1) 落下物の防止、ブロック塀等の倒壊を防止するための点検等に努め、その補強、修理、生け垣化の奨励など安全対策について助言、指導するものとする。

(2) 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行うものとする。

【住民が実施する計画】

ア 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

イ 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4 文化財

本村における指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図る。

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成制度の活用を図る。

【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備を行い、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第24節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して道路及び橋梁の機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。道路及び橋梁の機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

大地震が発生すると道路は、法面崩壊、路肩決壊、路面陥没、亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等による交通の不能、困難といった状況が予想される。

災害時に重要な役割を果たす村道や橋梁を優先して点検を実施し、緊急度の高い箇所から順次整備を行う。その際には耐震性の強化に配慮する。

2 関係団体との協力体制の整備

大地震が発生し、道路、道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、村だけでは対応が困難な状況や対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関と災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

- (1) 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や建設業者との協力体制について整備するものとする。
- (2) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関と情報共有できる体制の整備に努める。

第25節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 計画の内容

1 河川施設災害予防

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。このため、村の管理する施設については、それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性を向上させる。

2 ダム施設災害予防

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

我が国では、過去多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

なお、本村には堤高15メートル以上のダムはないが、資料編に掲げるダム等の管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。

また、定期的に点検を行い、その維持管理に努めるとともに、ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

第26節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、きのか栽培施設、果樹支柱等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、水産施設、農林産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害にともない、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。このため、被害を最小限にするための予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 計画の内容

1 農産物災害予防計画

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

- (1) 上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

【関係機関が実施する計画】

- ア 村等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。
- イ 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- ウ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

【住民が実施する計画】

- ア 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- イ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

- (1) 村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- (2) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

【関係機関が実施する計画】

- ア 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。
(中部森林管理局)
- イ 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- ウ 関係業界は、県、村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

【住民が実施する計画】

- ア 村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- イ 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

3 水産物災害予防計画

- (1) 関係機関・団体等に対して、災害災害予防の周知徹底を図るものとする。
- (2) 関係機関・団体等は、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

第27節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うために、体制の整備を行うとともに、必要な予防措置を講じる。

第2 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物の危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び宅地の危険度判定を行う被災宅地応急危険度判定士の受入体制を整備する。

(2) 道路、橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、重要施設についてはあらかじめ点検すべき箇所等を十分把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定できる基準等の整備など施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

ア 上伊那広域消防本部及び村の実施計画

上伊那広域消防本部及び村は、危険物取扱事業者に対して、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(イ) 立入検査の実施等指導の強化

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

(エ) 自衛消防組織の強化についての指導

(オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等の指導

イ 危険物取扱事業所の実施計画

危険物取扱事業所は、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

(イ) 危険物施設の耐震性の向上

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

(エ) 自衛消防組織の強化促進

(オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(2) 火薬関係

ア 火薬類取扱施設の管理者の実施計画

(ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておく。

(イ) 近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておく。

(3) 高圧ガス関係

ア 高圧ガス製造事業者等の実施計画

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガスろう洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) 液化石油ガス関係

ア (一社)長野県LPガス協会の実実施計画

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

イ 液化石油ガス販売事業者等の実施計画

- (ア) 地震発生時に、容器の転倒によるガスのろう洩事故が発生することのないよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。
- (イ) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機(マイコンメーターSを含む。)を設置する。
- (ウ) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。
特に、学校、病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先する。
- (エ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知する。

(5) 毒物劇物関係

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の実施計画

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 河川施設

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

このため、次の予防対策を推進する。

ア 河川管理施設の耐震性を向上させる。

イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

(2) ダム施設

ダム施設については、過去に地震によるダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、ダム管理者は、定期的にダムの漏水量、変形、揚圧力等を計測し、異常がないことを確認するとともに、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

4 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土石災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう情報収集体制及び警戒避難体制の整備を図る。

第28節 防災知識普及計画

風水害対策編第2章第29節「防災知識普及計画」を準用する。

第29節 防災訓練計画

風水害対策編第2章第30節「防災訓練計画」を準用する。

第30節 災害復旧・復興への備え

風水害対策編第2章第31節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第31節 自主防災組織等の育成に関する計画

風水害対策編第2章第32節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

第32節 ボランティア活動の環境整備計画

風水害対策編第2章第33節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第33節 災害対策基金等積立及び運用計画

風水害対策編第2章第34節「災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する。

第34節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の市街地への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関が行っている科学的な調査研究を分析、把握し、村の総合的な地震対策の実施に結びつけていく。

第2 計画の内容

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施を検討し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- 2 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 活動方針

災害が発生した場合、村は、各防災関係機関と協力・連携を図りながらただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は以下に掲げる。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、ただちにその概況を報告する。本報告は、災害応急対策実施の基礎となるものであるから、迅速に報告する手段を選んで行う。なお、119番通報殺到時には、県だけでなく消防庁にも報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と情報収集体制

(1) 調査、報告の責任者及び担当区分

調査、報告の総括責任者は総務課長とし、調査担当区分は災害対策本部組織、事務分掌による。

(2) 調査要領

被害状況の調査は、風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」別表1に掲げる各調査責任担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関と相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、上記別表1の協力機関欄に定める機関に応援を求める。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」別表2のとおりとする。

4 報告の様式及び報告系統

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課に至る報告様式、県関係課及び関係機関より県危機管理防災課(県災害対策本部)への報告様式及び総括表からなる。

また、部門別及び被害種別の報告は、風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」別表3のとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、村は直接県に報告し、その後において上伊那地方事務所等の機関に報告する。(点線は、必要に応じて報告するものである。)

5 報告の要領

- (1) 各担当係長は、担当課長に被害の概況及び被害調査結果を伝達し、担当課長は総務課長に報告する。
- (2) 総務課長は、各課からの概況報告及び被害調査報告をとりまとめ、村長に報告するとともに、県地域防災計画に定める報告様式により、風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」別表3のとおり報告する。なお、緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において上伊那地方事務所の機関に報告する。
- (3) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国(総務省消防庁)に直接被害情報等の連絡を行う。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。
- (4) 消防機関への119番通報等が殺到したことを覚知した場合は、その状況を直ちに国(総務省消防庁)及び県へ報告する。
- (5) 「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防防第267号)」に基づく被害が発生した場合には、速やかに県に報告するが、「火災・災害等即報要領」に定めるところによる「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県に対してだけでなく、国(総務省消防庁)に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、国(総務省消防庁)に対しても行う。

6 地震情報の収集伝達

村は、気象庁及び長野地方気象台が発表する地震情報を県防災行政無線、テレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、地震発生後の必要な体制をとるとともに、住民に伝達する。

情報の種類	内 容
緊急地震速報 (警 報) (予 報)	<p>緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けている。</p> <p>○緊急地震速報（警報）の発表条件 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合 震度6弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付け</p> <p>○緊急地震速報（予報）の発表条件 気象庁の多機能型地震計設置のいずれかの観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合</p>
震度速報	<p>震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。 地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。 一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。</p>
震源に関する情報	<p>震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</p>
震源・震度に関する情報	<p>震度3以上を観測した場合、津波警報または注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表される情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。</p>
各地の震度に関する情報	<p>震度1以上を観測した場合に発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。</p>
その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合などに発表する情報。 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<p>震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>

第2節 非常参集職員の活動

第1 活動方針

村内各機関は、村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて村の行う災害応急対策活動に協力する。

第2 活動の内容

1 責務

村は、村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、長野県地域防災計画及び宮田村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の活動体制をとる。

＜配 備 基 準 表＞

活動体制	活 動 内 容	活 動 期 間	活動開始基準	人 員
準備体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒体制以降に継続するための事前対策) ○総務課長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除されたとき、又は総務課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎村内に震度3又は4の地震が発生したとき	各課長
警戒体制	○災害発生前の体制で、各課連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎上記基準の状況下で総務課長が必要と認めたとき	各係長
即応体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は村長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎村内に震度5弱及び5強の地震が発生したとき	各課の半数の人員
非常体制	○災害発生後の体制で、即応体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。	右の基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎村内に震度6弱以上強の地震が発生したとき	全 員

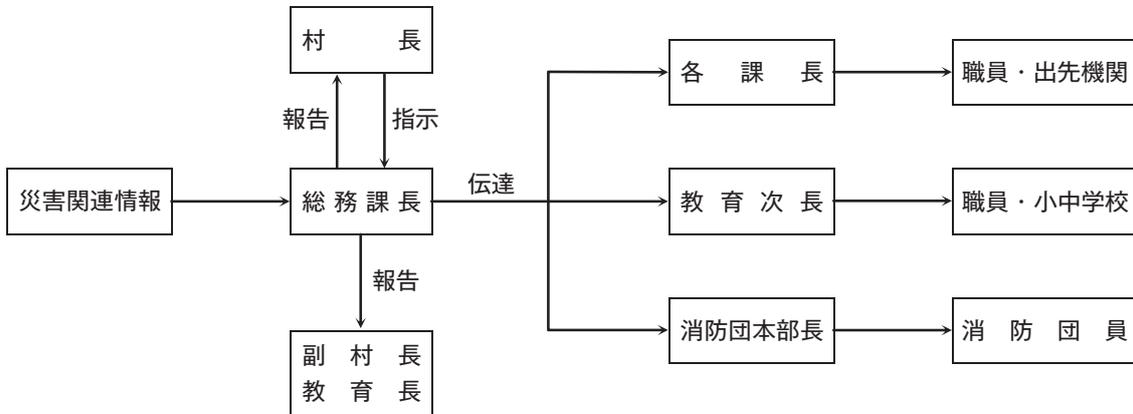
- (注) 1 勤務時間外に震度5弱及び5強以上の地震が発生した場合は、非常体制をとる。
(職員は、勤務時間外時は自主参集「大規模災害【震災】初動マニュアル勤務時間外編(職員版)」)
- 2 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については「第5章第2節」の記載による。

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

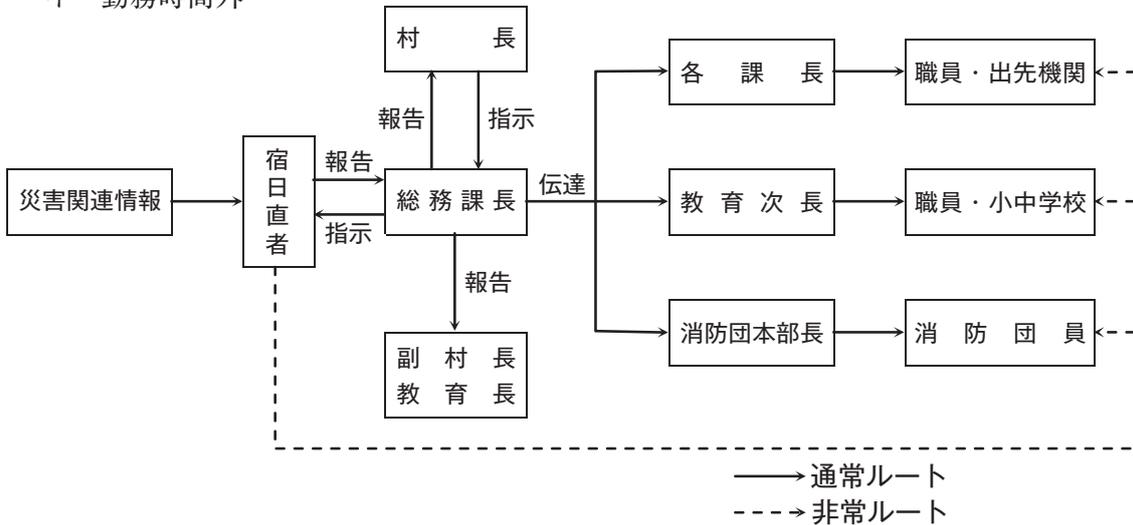
(1) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 伝達方法

配備決定に基づく総務課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法で行う。

ア 勤務時間内

庁内放送のほか、電話、口頭伝達等のうち最も速やかに行える方法による。

イ 勤務時間外

電話、ファクシミリ、携帯電話、口頭伝達等のうち最も速やかに行える方法による。

<配 備 人 員 一 覧 表>

部 名	課 名	班 名	係 名	準備体制	警戒体制	即応体制	非常体制
総 務 部	総 務 課	総 務 班	総 務 係	総 務 課 長	総 務 係 長	各 課 の 半 数 の 人 員	全 職 員 参 集
		資材・施設班	管理財政係		管 理 財 政 係 長		
出 納 部	会 計 室	出 納 班	会 計 係	会 計 管 理 者	会 計 管 理 者		
企 画 部	みらい創造課	情報収集班	企 画 係	みらい創造課 長	企 画 係 長		
		通 信 班	協 働 係		協 働 係 長		
住 民 部	住 民 課	調 査 班	税 務 係	住 民 課 長	税 務 係 長		
		住 民 班	住 民 係		住 民 係 長		
福 祉 部	福 祉 課	福 祉 班	福 祉 係	福 祉 課 長	福 祉 係 長		
		保健予防班	保健予防係		保 健 予 防 係 長		
建 設 部	建 設 課	建 設 班	建 設 係	建 設 課 長	建 設 係 長		
		林 務 班	耕地林務係		耕 地 林 務 係 長		
		上下水道班	上下水道係		上 下 水 道 係 長		
産 業 部	産 業 振 興 推 進 室	商工観光班	商工観光係	産 業 振 興 推 進 室 長	商 工 観 光 係 長		
		農 政 班	農 政 係		農 政 係 長		
教 育 部	教 育 委 員 会 事 務 局	学校教育班	学校教育係	教 育 次 長	学 校 教 育 係 長		
		児童福祉班	子育て支援係		子 育 て 支 援 係 長		
		生涯学習班	生涯学習係		生 涯 学 習 係 長		
議 会 部	議 会 事 務 局	議 会 班	議 会 事 務 局	議 事 務 局 長	議 事 務 局 長		

(3) 配備担当者の決定

関係部長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

(4) 自主参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意するとともに、災害時にはテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、避難所等に指定された最寄りの公共施設に参集し、村役場に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受ける。

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、前記「2 活動体制」における警戒体制、即応体制及び非常体制をとるべき状況のときで必要があると認めるときは、村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(2) 体制の種別

村長は、本部を設置したときは、前記「2 活動体制」における警戒体制、即応体制及び非常体制のうち必要と認める体制をとる。

(3) 本部の組織

本部の組織等は、宮田村災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）に定めるところによるが、本部の組織図及び所掌事務は、風水害対策編第3章第3節に掲げる別図、別表のとおりである。

(4) 県等への報告

本部を設置した場合は、直ちに、その旨を関係機関等に通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
県知事	県防災行政無線、電話、ファクシミリ	総務班
宮田村防災会議委員	電話、ファクシミリ、連絡員、口頭	
駒ヶ根警察署、宮田村警察官駐在所	電話、ファクシミリ、連絡員	
上伊那広域消防本部	県防災行政無線、電話、ファクシミリ、連絡員	
近隣市町村長	県防災行政無線、電話、ファクシミリ	
村内関係機関	電話、ファクシミリ、村防災行政無線、連絡員	
報道機関	電話、ファクシミリ、文書	
一般住民	村防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、口頭（区長等を通じて）	

(5) 活動要領

ア 各部班の活動要領

- (ア) 本部は、原則として村役場内に設置する。
- (イ) 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ総務部長に報告する。
- (ウ) 総務部長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- (エ) 総務部長は、災害の状況、当該災害についての村の対策及び被災者に対する要望事項等を必要の都度報道機関の協力を得て周知する。
- (オ) 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- (カ) 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。
- (キ) 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、本部に派遣させる。
- (ク) 各部長は、職員の配備をしたときは、その状況を総務部長を通じて本部長に報告する。

イ 本部員会議

- (ア) 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催する。
- (イ) 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- (ウ) 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、総務部長に申し出る。

(6) 現地災害対策本部の設置

- ア 村長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。
- イ 現地本部については宮田村災害対策本部条例第4条に定めるところによる。

(7) 県・国の現地対策本部との連携

県の現地災害対策本部又は国の非常災害現地対策本部・緊急災害現地対策本部が本村内に設置された場合は、当該現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(8) 本部の廃止

本部長は、村内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。
- ウ 本部の存続が不要と認められたとき。

(9) 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、各部の配備要員では対応が困難な場合は、他部の応援を得て実施する。

第3節 広域相互応援活動

風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」を準用する。

第4節 ヘリコプターの活用計画

風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの活用計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣要請活動

風水害対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請活動」を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第7節 消防・水防活動

風水害対策編第3章第8節「消防・水防活動」を準用する。

第8節 要配慮者に対する応急活動

風水害対策編第3章第9節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第9節 緊急輸送活動

風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」を準用する。

第10節 障害物の処理活動

風水害対策編第3章第11節「障害物の処理活動」を準用する。

第11節 避難収容及び情報提供活動

第1 活動方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に所在している場合は、避

難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 実施責任者

法律に定める避難実施機関は、風水害対策編第3章第12節第3の2「避難の勧告及び指示」に定めるとおりであるが、避難所の開設については総務部総務班、教育部学校教育班等が実施する。

2 避難勧告、避難指示

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告及び避難指示を行う。

避難勧告、指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告又は避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

この節の活動内容については、風水害対策編第3章第12節「避難収容活動及び情報活動」によるところとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法等について、次のとおり定める。

(1) 地震時の避難方針

ア 住民による自主的な避難

地震は、その発生時期、時間、規模、建築物等の状態等によって被害の状況が異なるため、村の避難勧告、指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により、自主的に避難することが何よりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路等をよく周知し、地震発生時にあっても、落ち着いて避難できるよう努める。

イ 村の措置

平常時から、地震時の避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法等の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に

努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、避難勧告、避難指示の徹底や避難誘導に努める。

(2) 地震時の避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある公園、広場、学校のグラウンド等にまずは避難する。当該避難地で正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

(3) 避難所の開設・運営

ア 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

イ 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(ア) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を村本部に報告する。

(イ) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士によるチェック

必要により被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣を県に要請し、施設の安全性を確認する。

ウ 職員の派遣

村は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高いところから順次総務部総務班の職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たる。

3 避難の長期化への対処

(1) 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

(2) 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

(3) 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、間仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。

(4) 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、村は、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における住民の心得等が自主的に作られるよう支援する。

(5) 要配慮者（避難行動要支援者）の保護

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った社会福祉施設等へ入所を依頼して保護する。

第12節 孤立地域対策活動

風水害対策編第3章第13節「孤立地域対策活動」を準用する。

第13節 食料品等の調達・供給活動

風水害対策編第3章第14節「食料品等の調達・供給活動」を準用する。

第14節 飲料水調達供給活動

風水害対策編第3章第15節「飲料水調達供給活動」を準用する。

第15節 生活必需品の調達供給活動

風水害対策編第3章第16節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。

第16節 保健衛生、感染症予防活動

風水害対策編第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を準用する。

第17節 遺体の搜索及び処置等の活動

風水害対策編第3章第18節「遺体の搜索及び処置等の活動」を準用する。

第18節 廃棄物の処理活動

風水害対策編第3章第19節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

風水害対策編第3章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第20節 危険物施設等応急活動

第1 活動方針

大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 活動の内容

1 実施責任者

災害の発生に伴う危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災に発生防止並びに被害に拡大防止等の応急対策は、総務部総務班が、上伊那広域消防本部と連携して実施する。

2 危険物施設応急対策

村は、上伊那広域消防本部と連携して、大規模地震等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民等の安全を確保する。

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、他市町村等に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設の管理者等は、地震災害等において被害を受けた場合には、次の応急対策の徹底を図る。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにする。
- (2) 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。
- (3) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、すべて立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させる。
- (4) 移動可能な火薬類の他施設への移動を行うとともに、盗難防止措置を講じる。

4 高圧ガス施設応急対策

- (1) 高圧ガス関係事業所は、次の応急対策の確立の徹底を図る。

ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報する。

イ 高圧ガスのろう洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。

オ ろう洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努める。

カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、

人命の安全を図る。

キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

(2) 高圧ガス運送者は、次の応急対策の徹底を図る。

ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理する。

イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させる。

ウ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

5 液化石油ガス施設応急対策

(一社)長野県LPガス協会は、県の要請等に基づき、速やかに次の応急対策を実施する。

(1) 液化石油ガス一般消費先に対し、緊急点検活動を迅速に実施する。特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施する。

(2) 延焼等のおそれのある液化石油ガス設備については、消防署等の指導のもとで、容器の回収に努める。

(3) 地震後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配する。

(4) 必要に応じて、県外からの液化石油ガス等の緊急輸送について手配するとともに、受入窓口となる。

(5) 被災家庭及び避難所等に対し、迅速に液化石油ガス設備の復旧を行うとともに、臨時供給を行う。

(6) 要請に基づき、避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベを調達する。

(7) 要請に基づき、仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給を行う。

(8) 救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知を図る。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 村の実施する対策

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

(2) 営業者及び業務上取扱者の実施する対策

ア 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

イ 毒物劇物のろう洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 村の実施する対策

大規模地震発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露

出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

- ア 汚染のおそれのある区域住民の避難、誘導並びに立入禁止措置を実施する。
- イ 指定緊急避難場所等の広報活動を実施する。
- ウ 放射性物質の汚染範囲等の特定のため測定を実施する。

(2) 放射性同位元素使用者の実施する対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が地震により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- ア 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、人命救助、消火又は延焼の防止に努め施設従業員等の避難誘導をするとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- イ 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を超えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。
- ウ 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- エ 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- オ 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周辺には、ロープ等による明示、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- カ 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

第21節 電気施設応急活動

風水害対策編第3章第22節「電気施設応急活動」を準用する。

第22節 上水道施設応急復旧活動

風水害対策編第3章第23節「上水道施設応急復旧活動」を準用する。

第23節 下水道施設応急復旧活動

風水害対策編第3章第24節「下水道施設応急復旧活動」を準用する。

第24節 通信・放送施設応急活動

風水害対策編第3章第25節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第25節 災害広報活動

風水害対策編第3章第26節「災害広報活動」を準用する。

第26節 土砂災害等応急活動

風水害対策編第3章第27節「土砂災害等応急活動」を準用する。

第27節 建築物災害応急活動

第1 活動方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 活動の内容

1 実施責任者

庁舎、学校教育施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財登録建築物等公共建築物における避難誘導を含む安全確保及び応急活動は、それぞれ総務部資材・施設班、教育部（学校教育班、児童福祉班、生涯学習班）が実施する。

2 公共建築物

公共建築物は、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(1) 村の実施対策

- ア 庁舎、社会福祉施設、村内医療機関等、村営住宅、小中学校、保育園等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。
- イ 被害状況により、県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(2) 関係機関の実施対策

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

3 一般建築物

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(1) 村の実施対策

- ア 被害の状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じる。
- イ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(2) 建築物所有者等の実施対策

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等

必要な措置を講じる。

4 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(1) 村の実施対策

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

(2) 所有者の実施対策

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

第28節 道路及び橋梁応急活動

風水害対策編第3章第29節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第29節 河川施設等応急活動

風水害対策編第3章第30節「河川施設等応急活動」を準用する。

第30節 二次災害の防止活動

第1 活動方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 活動の内容

1 実施責任者

建築物や宅地構造物及び危険物施設等の二次災害防止活動については、総務部総務班及び建設部建設班が、村内建設業者、上伊那広域消防本部と連携して実施する。

2 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

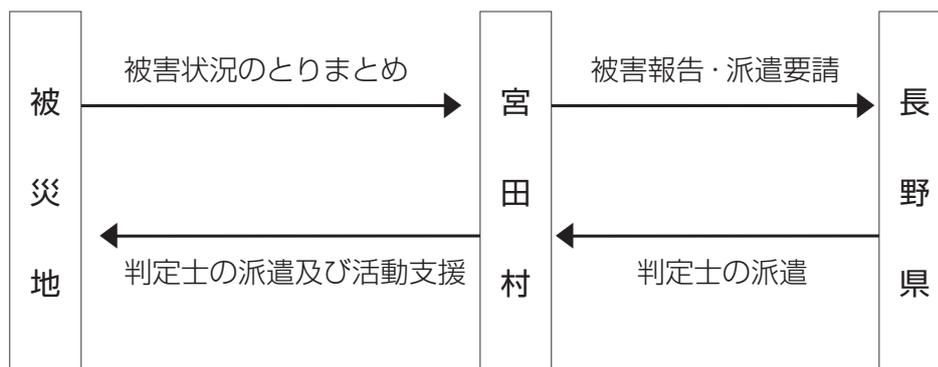
(1) 建築物や宅地関係

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。

ア 村の実施対策

(ア) 被災地において、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- a 応急危険度判定士の派遣要請
- b 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
- c 村内の被災地域への派遣手段の確保
- d 応急危険度判定士との連絡手段の確保



(イ) 村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる。

イ 建築物や宅地の所有者等の実施対策

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

(2) 道路及び橋梁関係

村は、道路、橋梁等の構造物について、余震等による倒壊等の二次災害を防止するため、行政区域内の道路及び橋りょうのパトロール等による巡視を行い、被害が発生していた場合には速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

ア 村の実施対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、消防長と協議し、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次のイに掲げる項目について上伊那広域消防本部と連携して指導する。

イ 関係機関（危険物施設の管理者等）の実施対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 火薬関係

火薬類取扱施設の管理者は、次の対策を実施する。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。

イ 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させる。

(3) 高圧ガス関係

ア 高圧ガス関係事業所においては、次の応急対策を実施する。

(ア) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置

させる等侵入防止のための措置を実施する。

- (イ) 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。
- (ウ) 高圧ガスのろう洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。
- (エ) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
- (オ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
- (カ) ろう洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- (キ) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- (ク) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

イ 高圧ガス運送者は、次の応急対策を実施する。

- (ア) 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
- (イ) 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
- (ウ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

(4) 液化石油ガス関係

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

ア (一社) 長野県LPガス協会の実施対策

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

イ 液化石油ガス販売事業者等の実施対策

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じる。

(5) 毒物劇物関係

ア 村の実施対策

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、住民に対して直ちに広報等活動を行う。

イ 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の実施対策

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健福祉事務所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

4 河川施設の二次災害防止対策

ア 村の実施対策

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施する。

イ ダム管理者の実施対策

(ア) あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施する。

(イ) 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

(ウ) この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行う。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、県等からの緊急点検結果の情報に基づき、地域住民等に対して避難勧告等の必要な措置をとる。

第31節 農林水産物災害応急活動

風水害対策編第3章第32節「農林水産物災害応急活動」を準用する。

第32節 文教活動

第1 活動方針

風水害対策編第3章第33節「文教活動」を準用するが、大規模地震発生の際の避難誘導方法など、特に必要な事項について定める。

第2 活動の内容

1 実施責任者

災害時における小学校、中学校の応急活動は、教育部学校教育班が実施し、教育現場における避難誘導を含む安全確保については、各学校長が実施する。

保育園については、教育部児童福祉班が実施し、保育現場における避難誘導を含む安全確保については、各保育園長が実施する。

2 地震発生時の対応

地震発生時には、学校長は、児童生徒の安全を第一に考え、次の措置をとる。

(1) 緊急避難措置

学校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ避難誘導する。

ア 第一次避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(イ) 全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出にあたる。

イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を村教育委員会、村長及び関係機関に報告又は連絡する。

(2) 応急救護

児童生徒及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を期する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

ア 児童生徒を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(4) 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、村教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後も学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、村教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を県へ要請して施設の安全確保を図る。

(5) 危険箇所の安全点検等

学校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

3 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童生徒がとる基本的な行動を例示したものである。

児童生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じる。

《地震発生時の状況に応じた児童生徒がとる基本的な行動の例示》

児童生徒の行動	
登下校時	<p>《地震発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の児童生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、災害危険地域付近在住の児童生徒は、家族の者とともに直ちに避難所へ避難し、学校へその旨を連絡する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭のにせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれている、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在 校 時	<p>《教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>《廊下・階段》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>《グラウンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため、速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」をしっかり守る。 ・留守家庭の児童生徒は、学校に留まる。(保護者へ連絡)

児童生徒の行動	
校外活動時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。</p> <p>《所属校から離れている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所へ避難する。 ・避難については村又はその地の市町村の指示に従う。 ・山崩れ、がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>《所属校に近い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。
部活動時	<p>《校内の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・一人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない児童生徒は顧問の指示に従う。 <p>《校外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第33節 飼養動物の保護対策

風水害対策編第3章第34節「飼養動物の保護対策」を準用する。

第34節 ボランティアの受入れ体制

風水害対策編第3章第35節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

第35節 義援物資、義援金の受入れ体制

風水害対策編第3章第36節「義援物資、義援金の受入れ体制」を準用する。

第36節 災害救助法の適用

風水害対策編第3章第37節「災害救助法の適用」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

風水害対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

風水害対策編第4章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

風水害対策編第4章第3節「計画的な復興」を準用する。

第4節 資金計画

風水害対策編第4章第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

風水害対策編第4章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興

風水害対策編第4章第6節「被災中小企業等の復興」を準用する。

第5章 東海地震に関する事前対策活動

宮田村地震防災強化計画

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

1 目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、宮田村地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、大震法成立以来四半世紀が経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度において中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い公表した。その結果を踏まえて、平成14年4月24日には長野県内では13市町村が新たに指定されており、平成24年4月1日現在、1都7県157市町村、長野県内では25市町村が強化地域指定市町村としてしてされている。

このため、村は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）及び調査情報、注意情報、予知情報（以下地震予知情報等という。）が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止する。

2 計画の修正

この計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは、速やかにこれを修正する。

3 計画の周知徹底

本計画は、村の職員、関係行政機関及びその他の防災に関する主要施設の管理者等に周知徹底を図るよう措置する。

第2 地震予知情報等

太平洋側のフィリピン海プレートは、日本列島側のユーラシアプレートの下に、年間3～4センチメートルずつ潜り込んでいる。この潜り込みがひずみとなり、やがて陸側に蓄積されたひずみが限界に達し、一気に上方へ跳ね上がったときに発生する巨大地震が東海地震である。

東海地震は、ほかの地震と異なり、前記の「跳ね上がり」の前に「プレスリップ（前兆すべり）」という現象が起こる。ただし、必ずしも「前兆すべり」があるわけではなく、いきなり地震が発生することもある。

このため、東海地域（静岡、愛知、長野県）に東海地震に関連する情報の発表基準に用いるひずみ観測点を全部で27点（平成24年3月27日現在）設置し、「前兆すべり」の観測をしている。このひずみ観測点のうち1箇所では異常な変化が観測された場合に「東海地震に関連する調査情報」

が、2箇所以上で「東海地震注意情報」が、3箇所以上で「東海地震予知情報」が発表され、「予知情報」の発表とほぼ同時に「警戒宣言」が発令される。

＜地震予知情報等の種類＞

情報の種別	情報の発表基準等	住民のとりべき行動
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	平常どおり過ごす。
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)	平常どおり過ごす。
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等) ほぼ同時に、政府から防災に関する呼びかけが行われる。	政府からの呼びかけや村の防災計画に従い行動する。
警戒宣言及び東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等) ほぼ同時に、内閣総理大臣から警戒宣言が発令される。	東海地震の発生に十分警戒し、村の防災計画に従い行動する。

※「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第3 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発令される前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第4 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

防災関係機関		処理すべき事務又は業務の大綱
宮田村		<ol style="list-style-type: none"> 1 宮田村防災会議及び宮田村地震災害警戒本部に関すること。 2 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達 3 地震防災に関する組織及び施設の整備 4 避難所の開設及び避難の勧告指示又は誘導 5 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 避難状況、地震防災応急対策の実施状況の報告 7 応急の救護を要する者の救護その他の保護措置 8 防災組織の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 9 地震防災に関する調査、研究 10 村内にある公共的団体及び住民の自主防災組織の整備及び育成指導 11 県、他の市町村等への応援要請 12 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保 13 その他地震防災応急対策に関すること
指定 地方 行政 機関	長野地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関すること。 2 地震防災知識の普及に関すること。 3 地震災害防止のための統計調査に関すること。
	国土交通省天竜川上流河川事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 天竜川、太田切川等、国の管理する河川に係る災害の予防及び応急対策に関すること。
	南信森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野からの火災予防と発生したときの処置と延焼防止に関すること。 2 国有林野内の山土場における林産物等の流出予防対策の実施に関すること。
	長野農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府所有食糧の倉庫別在庫数量の把握に関すること。 2 応急食糧の緊急引渡しの準備に関すること。

長野県	上伊那地方事務所	<ol style="list-style-type: none"> 地震災害警戒本部上伊那地方部の設置及び運営に関する事。 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達に関する事。 地震防災応急対策の実施に関する事。 地震災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
	伊那建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の確保に関する事。 道路、河川、砂防施設等の確保に関する事。
	伊那保健福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 給水、医療助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関する事。
	南信教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 学校教育・社会教育等文教に関する事。
	長野県警察 (駒ヶ根警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 交通規制の実施に関する事。 情報の収集、伝達及び広報活動の実施に関する事。 犯罪及び混乱防止等の措置に関する事。 避難所、避難路、緊急輸送道路の確保に関する事。
上伊那広域消防本部 宮田村消防団	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言時において、地震に伴う出火及び混乱等の防止に関する事。 	
指定公共機関及び指定地方公共機関	東海旅客鉄道(株) (飯田支店、伊那市駅)	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言、地震予知情報等の伝達に関する事。 地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報に関する事。 旅客の避難、救護等に関する事。 列車の運転規制等に関する事。 盗難等の各種犯罪及びパニックの防止に関する事。 発災に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事。
	東日本電信電話(株) (長野支店) (株)NTTドコモ (長野支店) KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合の地震防災応急対策実施上重要な通信に対し、通信設備の優先的利用に関する事。 地震防災応急対策を実施するための必要な公衆通信施設の整備に関する事。 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備に関する事。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	中部電力(株) (伊那営業所)	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給を確保するための対策に関する事。 発災に備え、応急復旧に必要な資機材、要員の確保に関する事。
	中日本高速道路(株)名古屋支社飯田保全・サービスセンター	<ol style="list-style-type: none"> 中央自動車道の交通規制の措置に関する事。
	伊那バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言、地震予知情報等の伝達に関する事。 乗客の避難誘導、救護に関する事。
	上伊那医師会 宮田村医師会	<ol style="list-style-type: none"> 医療及び助産活動の協力に関する事。

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	宮田村商工会 上伊那農業協同組合 (宮田支所) 上伊那森林組合 (伊南支所) 日赤奉仕団 区・自主防災組織等 民生児童委員協議会	1 防災上必要な資機材、人員等の配備の協力に関すること。
	危険物施設の管理者 その他防災上重要な 施設の管理者	1 防災管理上必要な措置と防災活動の協力に関すること。

第2節 地震災害警戒本部の設置等

第1 地震災害警戒本部の設置

1 地震災害警戒本部の設置

村長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに宮田村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 設置場所

警戒本部は、宮田村役場に置く。

第2 警戒本部の組織及び運営

1 警戒本部の組織及び運営

大震法、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号（以下「大震法施行令」という。）、宮田村地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第22号）及び宮田村地震災害警戒本部規則（昭和54年規則第6号）の定めるところによる。

2 村警戒本部の組織

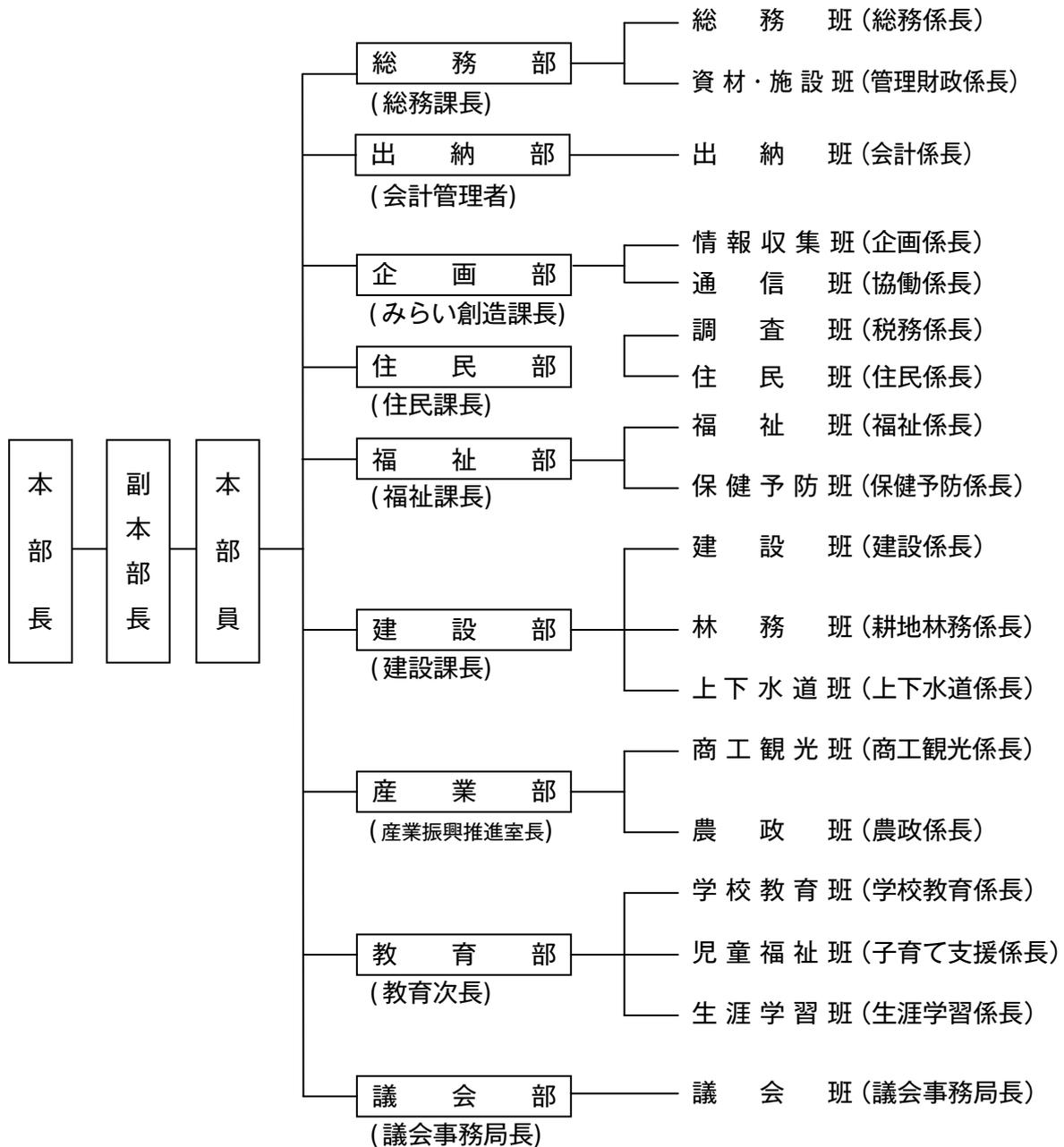
次のとおりとする。

本 部 長	村長
副 本 部 長	副村長
本 部 員	教育長、総務課長、会計管理者、みらい創造課長、住民課長、福祉課長、建設課長、産業振興推進室長、教育次長、議会事務局長、上伊那広域消防本部伊南北消防署長
	宮田村安全会議議長、宮田村消防団長
	駒ヶ根警察署宮田村駐在所警察官、N T T東日本(株)長野支店長、中部電力(株)伊那営業所長、宮田郵便局長、宮田村商工会長、上伊那農業協同組合宮田支所長
本 部 職 員	本部員を除く村職員

3 警戒本部の組織及び事務分掌

別表1及び別表2に定めるとおりとする。

別表1 警戒本部の組織



各部の下の () 書きは部長を、各班の次の () 書きは班長を表す。

別表2 警戒本部の事務分掌

部	班名	事務分掌
総務部 (総務課長)	総務班 (総務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部の設置に関する事。 2 警戒本部長の指示・命令の伝達に関する事。 3 警戒本部の運営に関する連絡調整及び部の庶務に関する事。 4 村防災会議との連絡に関する事。 5 地震情報等の収集及び避難状況の取りまとめに関する事。 6 県、防災関係機関との連絡調整に関する事。 7 自治組織等との連絡調整に関する事。 8 職員の動員及び配備計画の総合調整に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 消防本部との連絡及び消防団員の招集に関する事。 11 消防施設、機器の地震防災対策に関する事。 12 危険物施設等に対する地震防災対策の指導に関する事。 13 その他、他の部・班に該当しない事項に関する事。
	資材・施設班 (管理財政係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資、資材の調整に関する事。 2 村有財産、営造物の地震防災対策に関する事。 3 開発施設の地震防災対策に関する事。
出納部 (会計管理者)	出納班 (会計係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の出納に関する事。 2 義援金の管理に関する事。
企画部 (みらい創造課長)	情報収集班 (企画係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集に関する事。 2 被害状況及び応急対策状況のとりまとめに関する事。 3 輸送機関との連絡調整に関する事。 4 緊急輸送車両の確保、配車に関する事。
	通信班 (協働係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への地震情報等の伝達及び広報に関する事。 2 デマ、買占め等社会秩序の混乱を防ぐ広報活動に関する事。 3 避難勧告・指示の伝達に関する事。 4 通信施設の地震防災対策に関する事。 5 各部への応援に関する事。 6 災害等の記録に関する事。
住民部 (住民課長)	調査班 (税務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害調査の準備に関する事。
	住民班 (住民係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する住民の相談・照会に関する事。 2 緊急食料の炊き出し準備に関する事。 3 災害時におけるねずみ族昆虫等の駆除に関する事。 4 被災地のし尿収集処理及びごみ収集に関する事。 5 行方不明者の捜査及び死体収容処理に関する事。

福祉部 (福祉課長)	福祉班 (福祉係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する こと。 2 老人保健施設の地震防災対策に関する こと。
	保健予防班 (保健予防係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療関係者の動員、配備に関する こと。 2 医薬品、衛生材料、救護資材等の調達、確保に関する こと。 3 医薬品等の転倒防止措置に関する こと。 4 救護所の設置準備に関する こと。 5 福祉施設等の地震防災対策に関する こと。 6 防疫資機材の確保に関する こと。
建設部 (建設課長)	建設班 (建設係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設の応急資機材の確保に関する こと。 2 道路、橋りょう、河川、堤防等の警戒に関する こと。 3 住宅管理、料金相談等に関する こと。
	林務班 (耕地林務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林組合との連絡調整に関する こと。 2 林業施設の地震防災対策に関する こと。
	上下水道班 (上下水道係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上・下水道施設の地震防災対策に関する こと。 2 飲料水の確保及び給水に関する こと。 3 仮設トイレの確保に関する こと。
産業部 (産業振興推進室長)	商工観光班 (商工観光係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工会等に対する売り惜しみ防止等の協力の に関する こと。 2 生活必需品等救援物資の確保に関する こと。 3 観光協会等に対する観光客対策に関する こと。 4 観光施設の地震防災対策に関する こと。
	農政班 (農政係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業団体等との連絡調整に関する こと。 2 応急食料の確保に関する こと。 3 農地の災害予防対策に関する こと。 4 農業用施設の地震防災対策に関する こと。
教育部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保に関する こと。 2 学校教育施設、社会教育施設の地震防災対策に 関する こと。 3 避難所の設営協力に関する こと。
	児童福祉班 (子育て支援係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児の安全対策に関する こと。 2 保育施設の地震防災対策に関する こと。
	生涯学習班 (生涯学習係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保に関する こと。 2 文化財等の地震防災対策に関する こと。
議会部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会関係者に対する通信及び情報連絡に 関する こと。 2 交通情報の収集及び交通規制に関する こと。 3 交通施設の災害予防に関する こと。

第3節 地震防災応急対策要員の参集

第1 配備体制等

村長は、地震予知情報等の発表等があった場合、当該情報に応じ次のとおり職員の参集を命じ、所定の配備体制をとる。

情報の種類	配備体制	参集場所	配備要員
東海地震に関連する調査情報（臨時） ※安心情報は除く	準備体制	宮田村役場	各課1人
東海地震注意情報発表 （東海地震注意情報に基づき政府が行う準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	即応体制	宮田村役場	全員
警戒宣言及び東海地震予知情報発表 （警戒宣言発令）	非常体制	宮田村役場 （警戒本部）	全員

第2 予知情報発表（警戒宣言発令）時の参集

職員は、地震予知情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに東海地震注意情報、予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合は、第1の動員命令を待つことなく自己の判断により、定められた場所に参集する。

第3 警戒宣言前の情報に基づく防災対応

- 1 気象庁が注意情報を発表した場合、村は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。
- 2 気象庁が注意情報を発表し、必要と認める場合、政府が警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるための準備行動等を行う旨を公表する。
このとき、村は、他機関と連携をとった準備行動の実施体制（以下「準備体制」という）をとる。
準備体制において、村は、緊急時に備え、救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の出動準備及び派遣要請準備、物資の点検、必要に応じた児童生徒の帰宅等の安全確保対策等ある程度の時間を要する準備行動をとる。
さらに、社会的混乱防止のため、住民等に対し、東海地震注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、旅行自粛等適切な行動を呼びかける。また、防災関係機関の準備体制の内容について適切に情報提供を行う。
- 3 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、東海地震の発生のおそれがなくなったと認める場合は、準備体制の解除を発表し、村は準備行動を終了する。

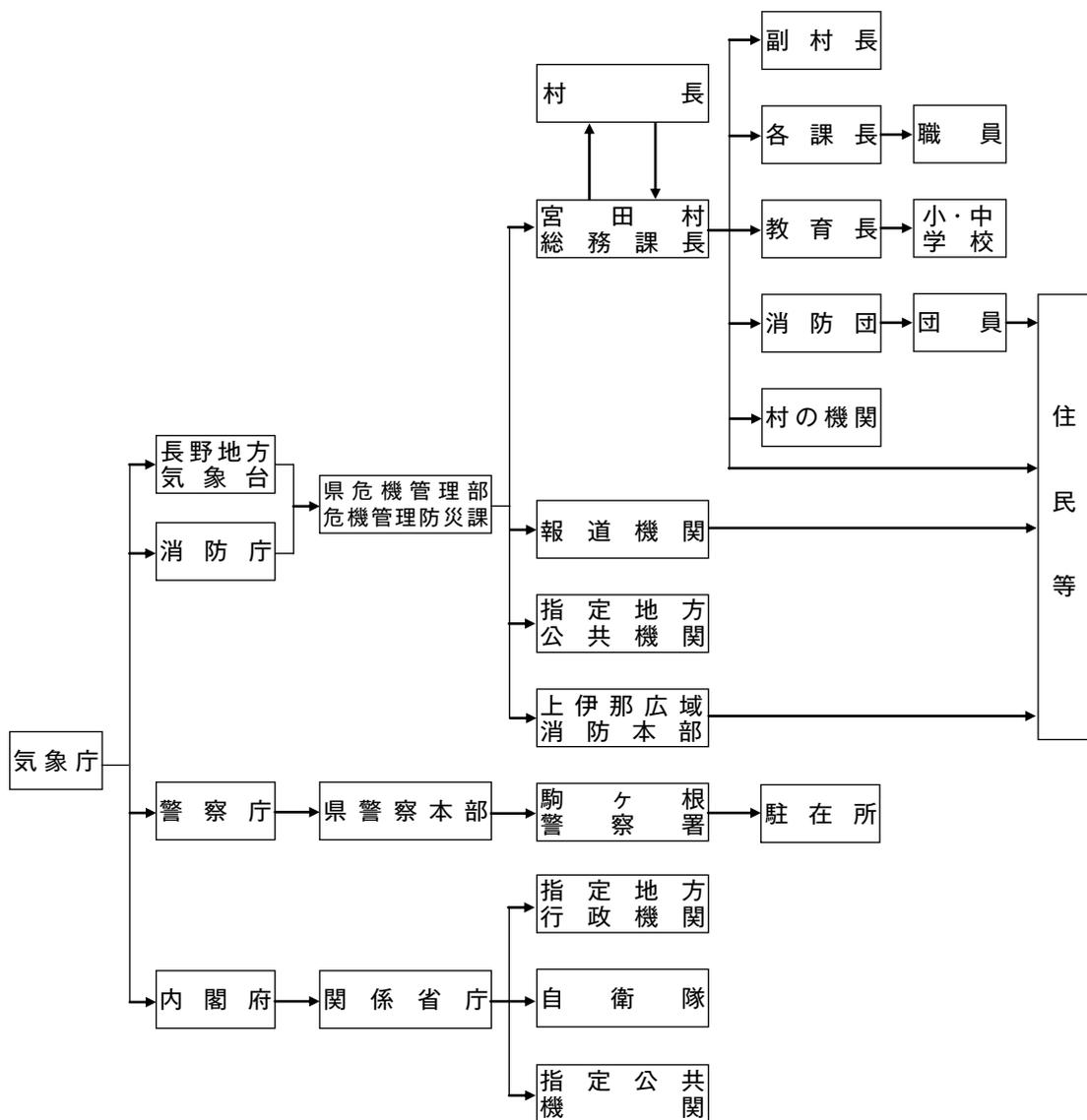
- 4 村は、気象庁が発表する調査情報は、東海地域の観測データの変化やその評価を伝える情報であることから、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとる。

第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 地震予知情報等の伝達等

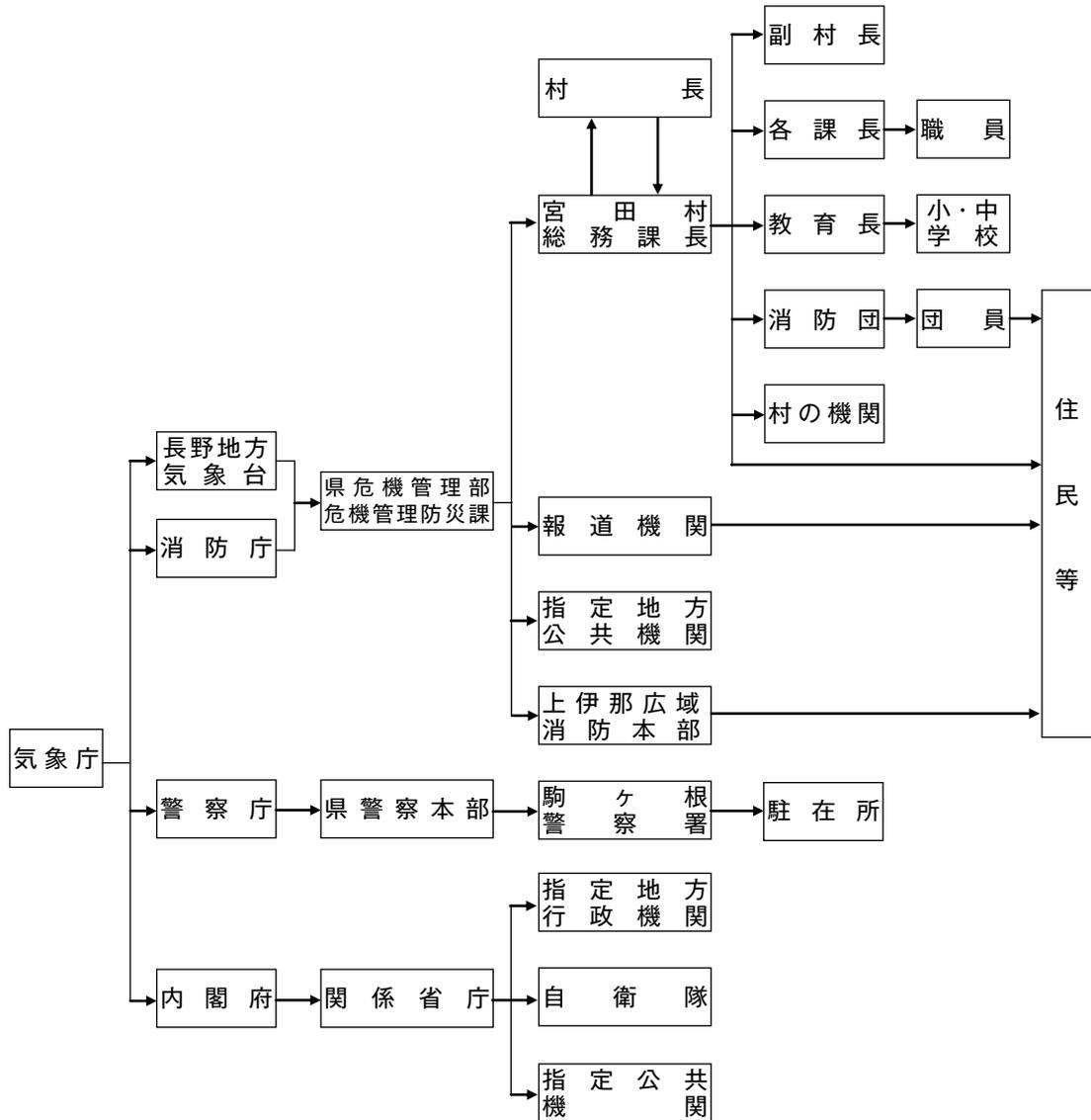
内閣総理大臣による警戒宣言の発令に伴い、警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報等の伝達等は、次の系統図により行う。

1 警戒宣言発令時

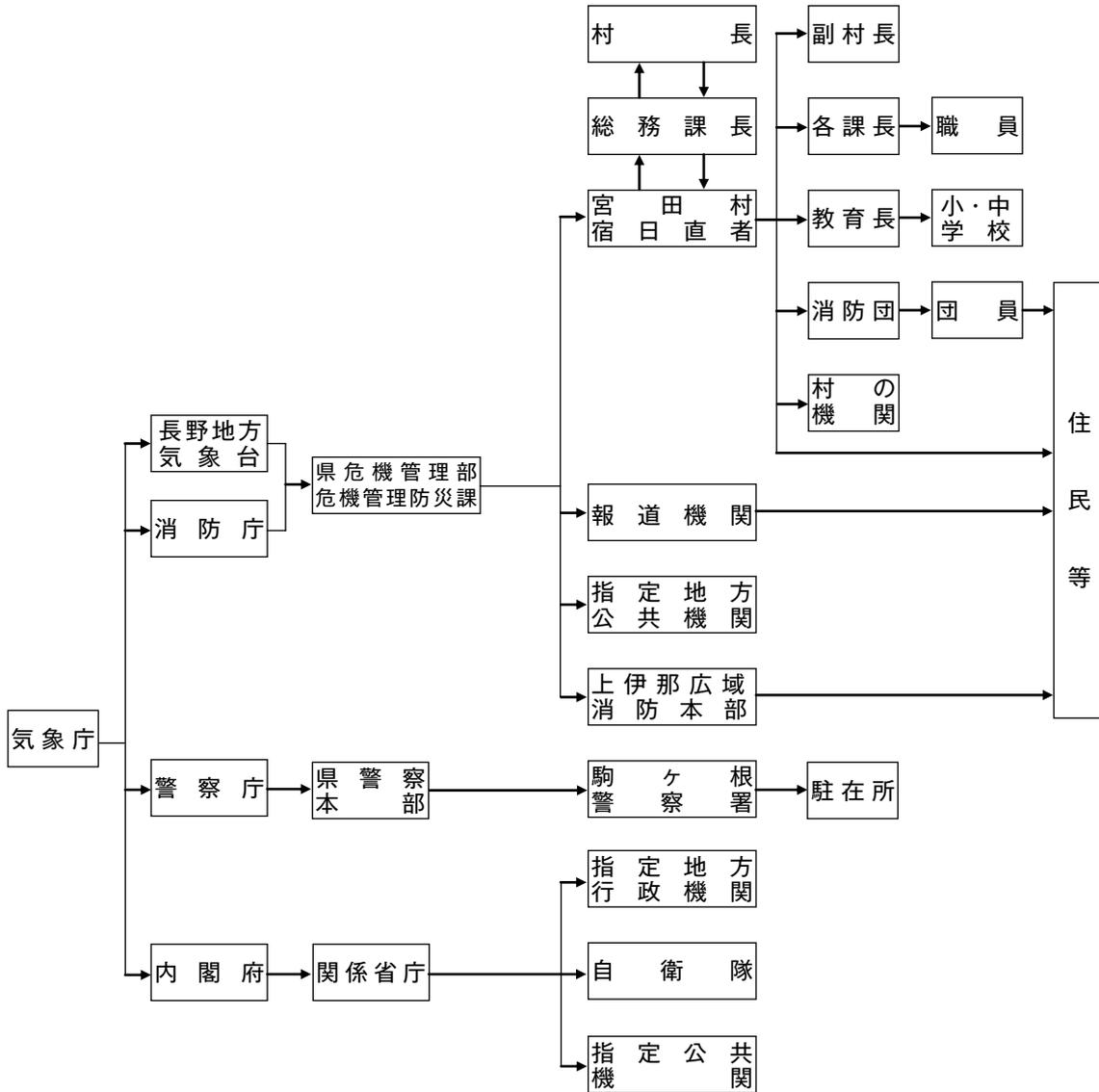


2 地震予知情報等の系統図

(1) 勤務時間内

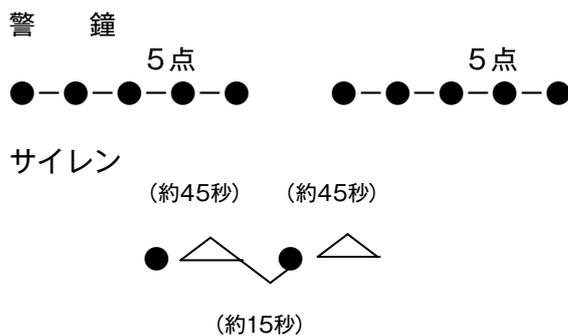


(2) 勤務時間外



3 住民等に対する伝達手段

- (1) 広報車 (消防車、パトロールカーを含む。)
- (2) 防災信号 (警鐘、サイレン)



- (3) 村防災行政無線（全国瞬時警報システム「Jアラート」）
- (4) ケーブルテレビ
- (5) 防災安全情報メール
- (6) その他

第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

村は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料、生活必需品、医薬品、応急復旧用資機材等の確保、配備等を行うとともに、災害応急対策に係る措置を実施する人員の配備を行う。

なお、地震防災応急対策に係る措置を実施するため、特に必要があると認めるとき、村長は、大震法第27条第1項の規定により区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができる。この場合、村長は、土地建物等の占有者等に大震法施行令第13条の定める通知等をする。

この措置をとったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の規定により、これを補償する。

1 食料、生活必需品、飲料水の確保

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保する。

村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水確保について、村は必要な措置を講ずる。

(1) 食料及び生活必需品の確保

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行う。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。

エ 村は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。

また、上記の要請が可能となるよう、村における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。

オ 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知する。

カ 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努める。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

(2) 飲料水の確保計画

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- エ 応急復旧体制の準備を行う。

(3) 住民は、飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。

2 医療救護及び保健衛生活動

村は、地震発生に備え、県をはじめ各関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

(1) 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

- ア 上伊那医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び村内薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- エ 傷病者の搬送準備をする。
- オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

(2) 保健衛生体制の確立

- ア 村は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をする。
- イ し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。
- ウ 住民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配備

(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

村は、注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用資機材、緊急輸送用車両及び人員の確保等の準備を行う。

(2) 給水確保用資機材及び人員の配備

村は、地震発生に備え、配水池の配水操作に必要な人員を配備するとともに、給水タンク、給水車など応急給水、応急復旧用の工具、車両等の確保及び現況資機材の整備点検に努める。

(3) 通信確保用資機材及び人員の配備

村は、警戒宣言が発せられた場合において、当該予知情報等に係る大規模な地震発生に備え、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備している村防災行政用無線機等の点検整備を行うとともに、必要な人員を配備する。

(4) 水防用資機材及び人員の配備

村は、地震による河川のはん濫等に備え、水防倉庫に備蓄している水防用資機材を緊急点

検するとともに、必要な資機材を確保する。また、重要水防区域等に水防団員等を配備する。

(5) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

ア ごみ処理

村は、地震災害が発生し、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行われるよう、人員体制及び資機材の確保を図る。

イ し尿処理

村は、地震災害が発生し、家屋の倒壊、水道の断水等により便所が使用不可能となった場合に備え、民間リース業者から仮設トイレの調達について連絡調整する。

このため、人員体制及び資機材の確保を図る。

(6) 防疫活動用資機材及び人員の配備

村は、災害発生時における感染症予防対策の実施に備え、防疫活動用資機材及び消毒用薬品を確保するとともに、必要な人員を配備する。

第3 広報計画

地震予知情報等の周知の不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を策定し、これに基づき、広報活動を実施する。

1 東海地震注意情報受理時の広報

村は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

- (1) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (2) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (3) 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (4) その他必要な事項

2 警戒本部設置時の広報

村は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (3) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (4) ライフラインに関する情報
- (5) 強化地域内外の生活関連情報
- (6) 事業者等がとるべき措置
- (7) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 家庭において実施すべき事項
- (9) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (10) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

3 広報手段等

広報は、村防災行政無線、ケーブルテレビ、サイレン、防災信号、広報車、防災安全情報メール等又は消防組織等を通じる伝達ルートを用いて行うほか、報道機関の協力を得て行う。

なお、障がい者や外国籍住民など情報伝達について特に配慮を要する要配慮者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送、文字放送、手話放送など様々な広報手段を活用して行う。

4 問い合わせ窓口

村は、居住者等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

第4 避難対策

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずる。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難の勧告又は指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

1 避難の勧告又は指示

(1) 避難対象地区は、おおむね次のア、イに該当する地区とし、事前に定める。

- ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
- イ その他村長が危険と認める地域

(2) 避難対象地区の住民等に広報車、村防災行政無線等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

(3) 警戒宣言が発せられたとき、村長は、避難対象地区に避難の勧告又は指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

- ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ウ 指定避難所の点検及び収容準備
- エ 収容者の安全管理
- オ 負傷者の救護準備
- カ 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護

(4) 住民は、平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象

地区の住民等は、村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難する。

2 車両による避難

- (1) 村は、県及び警察と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておく。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離がおおむね4キロメートル以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、県警察本部、駒ヶ根警察署と調整しておく。
- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。
- (6) 住民が、車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者（避難行動要支援者）で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針（以下「指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- (2) 村は、指針に従い、村立小、中学校等の公共施設の中から、屋内避難が、可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。
- (3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者（避難行動要支援者）に配慮した対策を講じる。

4 要配慮者利用施設における避難対策

- (1) 村は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難経路等を調整しておく。
 - ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む。）

- イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、村と調整のうえ、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講じる。
 - ア 夜間、休日を含めた連絡体制
 - イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
 - ウ 利用者、入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

- (1) 村は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- (2) 避難地の設置及び運営については、次により行う。
 - ア 避難地の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。
また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得る。
 - イ 避難地で避難生活をする者は、避難の勧告又は指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。
なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。
 - ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - エ 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - オ 避難地の運営は、自主防災組織の協力を得て村が行う。
 - カ 避難地には、運営のため必要な村職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。
- (3) 住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

6 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

警戒宣言が発令されると、鉄道の運行、自動車の使用が制限されるため、帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者」という。）の発生が予想される。このため、警戒宣言発令前の段階から、鉄道、自動車による外出の自粛、早めの帰宅を呼びかけ、帰宅困難者の発生の防止に努める。帰宅困難者が発生した場合は、できるだけ1箇所の避難地に安全かつ適切に誘導・保護し、確実に情報伝達ができる体制とする。

第5 消防、水防等対策

1 警戒宣言前からの対応

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、消防機関は地

震に備えての消防部隊の編成強化や体制確保を行う。

2 出火等防止措置

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

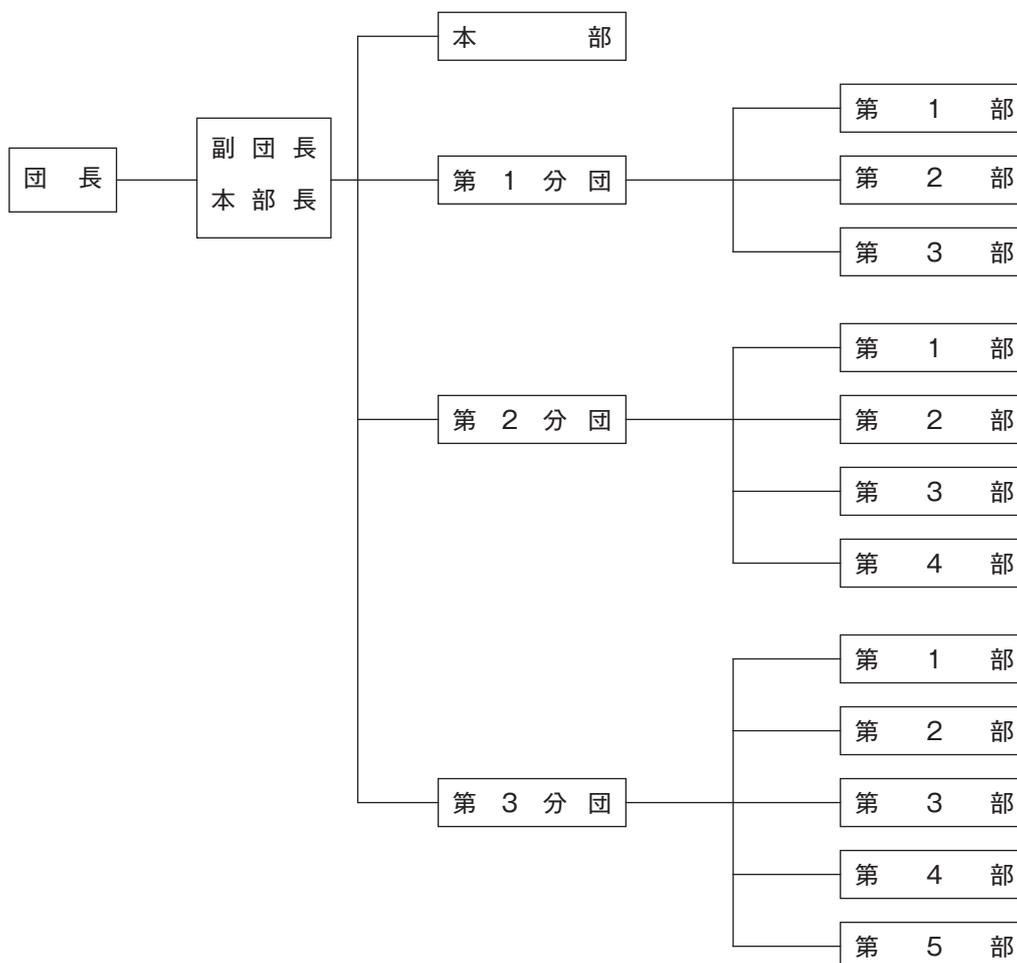
- (1) 火災発生の防止、初期消火についての居住者等への広報
- (2) あらかじめ予想される火災危険地域について、部隊及び資機材の事前配備
- (3) 地震予知情報等の収集、伝達及び周知広報体制の確立
- (4) 第4に定める避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保（避難の指示等をする際には、避難者に対して避難生活に必要な食料、飲料水等の物資を持参するよう明示する。）
- (5) 施設、事業所等に対する応急計画実施の指示
- (6) 高所見張及び警戒巡視の実施
- (7) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (8) その他必要な措置

3 消防計画の策定

前記1に掲げる措置を実施するための必要な動員、配備及び活動計画は、村消防計画及び上伊那広域消防本部消防計画に定めるところによる。

4 消防団組織

宮田村消防団の組織は、次のとおりである。



第6 警備対策

県警察は、犯罪及び混乱を防止するために警察本部長の定めるところにより次の対策をとる。

1 情報の収集と伝達

地震予知情報等の収集伝達については、第1「地震予知情報等の伝達等」の定めるところによるとともに、災害情報の収集及び関係機関との通報連絡による。

2 不法事案等の予防及び取締り

物資の欠乏に伴う窃盗、不安に伴う粗暴犯罪、パニック又は混雑の発生が予想されるので、この予防及び取締りにあたるとともに、必要な広報活動を実施する。

3 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

村長が定める避難地、村長もしくは警察官が警戒区域を設定したときの当該区域及び強化地域を管轄する警察署長が警戒を必要とすると認めた重要施設等については、部隊もしくは要員を派遣する等の措置をとる。

4 地域防犯団体等の行う防犯活動に対する指導

- (1) 地域防犯団体等の行う防犯活動については、平素から警察の行う活動に対する協力について要請をする。
- (2) これらの団体の行う防犯活動については、火災及び盗難の予防等関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する活動とする。

第7 防災関係機関の講ずる措置

防災関係機関は、東海地震調査情報が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

1 電力会社（中部電力㈱）

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人ひとりが、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ・ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話㈱長野支店、㈱NTTドコモ長野支店、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等の安否確認に必要な措置を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

3 ガス（(一社)長野県LPガス協会）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。
- (6) 当該ガス事業者だけでは応急復旧活動が困難な場合は、他ガス事業者へ応援を依頼し、受入体制を整備する。
- (7) 仮設住宅を設置した場合の臨時供給を迅速に実施する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。
ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずる。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

「民間金融機関」とは、預金取扱金融機関、保険会社、証券会社等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 日本郵便(株)

- (1) 日本郵便(株)（信越支社）に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。ただし、普通郵便局及び集配特定郵便局においては、後項（３）に規定する事務の窓口取扱いを行う。
- (3) 預金者の緊急な資金需要に応えるための郵便貯金の払戻し（払戻しに充てるべき資金の額により金額に限度を設けることがある）の窓口取扱いを行う。
ただし、警戒宣言が為替貯金等に関する窓口取扱時間内に発せられた場合は、災害発生時における局舎の安全性を確保すること等の事由により、事務の窓口取扱いを継続することが困難と認められる郵便局で、支社長が別に指定して公示する郵便局を除く。
- (4) 前項３の事務は、支社長が預金者及び職員の安全並びに、地域の実情を十分配慮してあらかじめ定めた時間に取り扱う。
ただし、当該事務を取扱う郵便局長が前項（３）の利用の現況等を考慮して必要があると認めたときは、その時間を変更する場合がある。
- (5) 警戒宣言時における郵便貯金自動預払機（ＡＴＭ）及び郵便貯金支払機（ＣＤ）については、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。
- (6) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。
- (7) 警戒宣言に伴う郵政事業の運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
また、強化地域所在郵便局においては、窓口取扱い等を行う事務の種類、取扱時間及びその他の必要事項を、局前に掲示する。

第8 交通対策

村は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう住民に周知する。また、関係事業者と連携して、滞留旅客の発生未然防止に努める。

1 道路

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の交通対策は、次の方針を原則として対処する。
 - ア 強化地域内での車両の走行は、極力抑制する。
 - イ 強化地域内への車両の流入は、極力制限される。
 - ウ 強化地域外への車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しない。
 - エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として、一般車両の通行を禁止又は制限する。
 - オ その他防災上重要な道路については、必要な交通規制を行う。
 - カ 高速自動車国道については、一般車両の強化地域内への流入が制限されるとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入も制限されるので、これらの情報について住民に周知する。

- (2) 村、県公安委員会及び道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合において運転者がとるべき措置として、次の事項について運転者等に対し、周知徹底を図る。
 - ア 強化地域内における走行の自粛
 - イ 走行中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - ウ 走行中に車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - エ 避難のために車両を使用しないこと。

- (3) 避難路、緊急輸送路等の交通規制の内容及び方法
 - ア 交通規制道路

警戒宣言が発せられた場合は、避難者が避難するための道路又は防災対策に必要な物資の緊急輸送等地震防災応急対策に係る措置を実施するため、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画等と整合性のとれた交通規制計画を別に定めておく。

 - (ア) 緊急輸送路
 - (イ) 避難路（避難地に接続する道路）
 - (ウ) 高速道路
 - (エ) がけ崩れ等の発生が予想される地域の道路、発災時に重大な火災等が予想される施設の周辺道路その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路（駒ヶ根警察署において指定した道路）
 - イ 交通規制標示等の設置

交通規制の実施にあたっては、大震法等に定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し、標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難な場合は、現場警察官の指示により行う。

ウ 緊急輸送車両の確認

- (ア) 緊急輸送車両の確認手続は、警察署、警察官駐在所及び交通検問所等の検問箇所において実施する。
- (イ) 交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに届出済証を交付する。

エ 交通検問

警戒宣言が発せられた場合、交通規制の実効を担保し、交通の混乱、交通事故の発生を防止するため、村内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通の整理、う回誘導、交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

オ 交通情報及び広報活動

警戒宣言が発せられた場合は、交通情報の収集に努めるとともに、これらの交通情報、運転者のとるべき措置、交通規制の状況等について報道機関を通じ、又はパトロールカー、広報車等により広報を実施する。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

- ア 通行を禁止した路線上の車両については、直ちにこれを通行禁止外の道路へ誘導退去させる。
- イ 通行を禁止されている路線上の駐車車両については、直ちに立退きの広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両、運転者及び同乗者の保護

- ア 交通規制された付近の道路の混雑が予想されるので、関係機関等と連絡をとり、滞留車両等について必要な措置を講ずる。
- イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関等と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 交通規制の結果生ずる滞留旅客対策

中央自動車道から車が流入してきた場合、村の道路容量では対処できない場合があるので、中日本高速道路(株)及び近隣市町村と滞留旅客の対策について協議する。

2 鉄道

(1) 警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置

東海旅客鉄道(株)は、警戒宣言発令時における列車及び旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 強化地域内へ進入する列車については、飯田線豊川、伊那松島の各駅において、それぞれ入り込みを規制する。
- イ 強化地域を運転中の列車は、原則として最寄駅に停車させる。

(2) 規制の結果生ずる滞留旅客等の保護

- ア 旅客については、駅内放送、車内放送、掲示等により、警戒宣言内容を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。この場合、自己の責任において行動を希望する者以外の旅

客については、原則として駅舎内又は列車内に残留させる。

イ 警戒宣言発令が長時間にわたった場合又は危険が見込まれるとき及び発災時等には、旅客を村の定める指定避難所に避難させるものとし、あらかじめ村と協議する。

ウ 東海旅客鉄道(株)の保護下にある旅客等に対しては、食事のあっせんを行う。この場合、駅周辺の食料品店、食堂等に食事の供給を依頼することとし、あらかじめ関係業者と協議する。

なお、食事のあっせんが不可能となった場合は、村へ要請することとし、あらかじめ村と協議する。

エ 東海旅客鉄道(株)の保護下にある旅客等に病人が発生した場合は、駅周辺の医療機関に収容することとし、あらかじめ関係医療機関と協議する。

なお、乗客中の医師等に応急手当を依頼する。

第9 緊急輸送

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、村は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

(1) 警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資等の輸送範囲は、次のとおりである。

ア 地震防災応急対策実施要員

イ 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材

ウ その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送の方針

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送は、村が保有する車両等を動員し、又は関係業者等の保有車両を調達し、必要最小限の範囲で実施する。実施にあたっては輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、村警戒本部において必要な調整を行う。

3 緊急輸送ルート

県は、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ強化地域内震災対策緊急輸送路を指定している。村における緊急輸送ルートは、次のとおりである。

<震災対策緊急輸送路線>

路線名	緊急輸送確保区間	延長 (m)	備考
国道153号線	伊那市宮田村界～駒ヶ根市宮田村界	2597.3	橋2箇所
県道宮田沢渡線	伊那市宮田村界～国道153号線交点	1368.6	橋2箇所
県道栗林宮田(停)線	宮田駅～駒ヶ根市宮田村界	3118.7	橋2箇所
村道1級21号線 (広域幹線)	伊那市宮田村界～駒ヶ根市宮田村界	3451.8	橋4箇所
村道1級1号線 (北割線)	県道宮田沢渡線交点～2級116号線起点	1352.6	橋1箇所
村道1級2号線 (駅西線)	1級1号線交点～1級7号線交点	1100.2	
村道1級6号線 (中央線)	県道宮田沢渡線交点～1級7号線交点	589.2	
村道1級7号線 (田中線)	2級137号線交点～2級183号線交点	1607.7	橋1箇所
村道1級9号線 (町駒ヶ岳線)	1級7号線交点～1級39号線接点	3026.0	
村道1級12号線 (松の原線)	国道153号線交点～県道栗林宮田停車場線交点	1775.7	
村道1級13号線 (東線)	1級17号線交点～国道153号線交点	1482.4	橋1箇所
村道1級16号線 (小田切河原幹線)	国道153号線交点～2級240号線交点	1279.0	
村道1級17号線 (中越北線)	県道宮田沢渡線交点～北の城橋	2101.4	橋2箇所
村道2級128号線 (町南割線)	1級2号線交点～2級113号線交点	1100.9	
村道2級183号線 (大田切北線)	国道153号線交点～村道2級190号線交点	1139.8	橋1箇所

4 緊急輸送車両等の確保等

村は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、あらかじめ警戒宣言時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めて、人員、輸送車両等の確保を図る。

必要な人員、輸送車両等が確保できない場合には、県に対して要請し、あるいは応援協定締結市町村に緊急輸送を要請する。

5 緊急輸送車両の運行確保

(1) 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定に基づき緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会によって、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認が行われる。

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、駒ヶ根警察署又は交通検問所に申し出る。

(2) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定されたときは、知事又は県公安委員会によって、「標章」及び「緊急輸送車両確認証明書」が交付される。

交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書は当該車両に備え付ける。

6 物資輸送拠点の確保

(1) 村は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両を確保し、物資輸送拠点として指定している「農業者トレーニングセンター」の開設準備を図る。

(2) 村は、必要に応じて、風水害対策編第3章第4節「ヘリコプターの活用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

第10 他機関に対する応援要請

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

なお、村は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、県及び関係機関と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入準備を行う。

1 応援要請締結状況

村が地震防災応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編のとおりである。

2 応援要請等

(1) 応援協定締結市町村等への応援要請

村は、必要と認めるときは、前項に掲げる応援協定に従い応援を要請する。

(2) 他市町村長への応援要請

村長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長等に対し応援を求めることができる。

(3) 知事への応援要請

村長は、村域において地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

(4) 受入体制の確保

村は、地震が発生し、他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するように努める。

(5) 費用の負担

他市町村から本村に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条に定める方法による。

3 自衛隊の地震防災派遣要請

村長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の応援の必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

第11 児童生徒等の保護活動

- (1) 保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒等の安全確保を最優先とした対策を講ずる。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

- (2) 学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しない。

なお、遠距離通学などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引き渡し等の安全確保対策をとる。

- (3) 児童生徒等の安全確保のため、次の事前対策を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。

イ 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。

ウ 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部及び村教育委員会へ報告する。

エ 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、飲料水、生活必需品等の確保については、村警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。

オ 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒に対し、以下の事項を徹底し

ておく。

(ア) ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。

(イ) 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

(ウ) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

第12 村が管理又は運営する施設に関する対策

1 道路

(1) 地震が発生した場合、災害が発生するおそれのある区間内で警戒宣言が発せられた場合に実施する道路管理上の措置は、次のとおりである。

ア 橋梁、トンネル、法面等危険度が特に高いと予想されるものに留意すること。

イ 道路危険箇所を点検し、その状況に応じて、村が管理する道路については立ち入り禁止、通行止め等の措置をとり、県、国管理の道路については速やかに通報する。

<道路危険箇所>

種別	危険箇所	予想される災害
道路	国道153号線大田切地区	土砂崩れ
〃	国道153号線町3区地区（駒ヶ原北段丘）	土砂崩れ 法面崩壊
〃	県道宮田沢渡線町3区地区（駒ヶ原北段丘）	土砂崩れ 法面崩壊
〃	県道栗林宮田停車場線（大久保掘割地区）	土砂崩れ 法面崩壊
〃	村道1級7号線（田中線大田切地区）	土砂崩れ 法面崩壊
〃	村道2級246号線（伊那峡線大久保掘割地区）	土砂崩れ
〃	村道2級131号線（南割、町2区段丘地区）	法面崩壊

2 河川施設等

河川の管理者は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中の場合は、原則として工事の中断等の措置を講ずる。

3 不特定多数の者の出入する施設

村が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽等への緊急貯水
- カ 消防用設備の点検、整備と事前配備

(2) 個別事項

- ア 病院にあっては、重傷患者、新生児等移動が不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置
- イ 学校等保護を必要とする児童、幼児がいる場合これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあっては、身体障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置
- エ 施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごと別に定める。

4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 警戒本部がおかれる役場庁舎の管理者は、前記3(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、警戒本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この強化計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、前記3(1)又は3(2)に掲げる措置をとるとともに、村が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

5 工事中の建築物等に対する措置

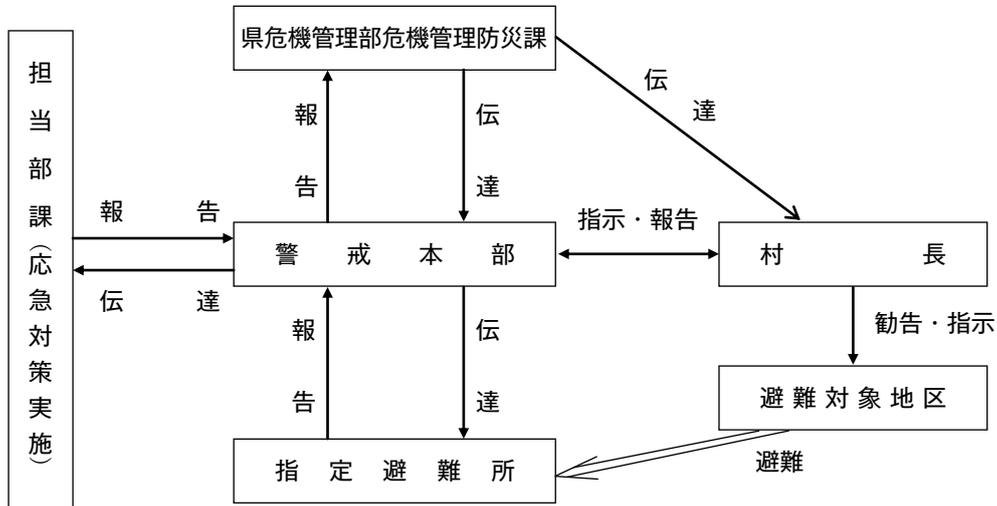
工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第13 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集、伝達系統

本村における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集又は伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行う。

<情報の収集、伝達系統図>



2 県警戒本部への報告

村長は、次により県警戒本部に報告しなければならない。

(1) 報告の要領

ア 避難状況等の報告

イ 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告

地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行う。

(2) 報告方法

村は、県防災行政無線、ファクシミリ、電話等により速やかに県警戒本部に報告する。

区 分	報 告 内 容	報 告 時 期
避難の経過に関する報告	避難に伴い危険な事態、その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急にとられた措置その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項	当該危険な事態その他異常な事態が発生した後、直ちに報告
避難の完了に関する報告	避難所、避難した者及び救護を要すると認められる者の数並びにこれらの者の救護その他保護のため必要と認める措置に関する事項	避難に係る措置が完了した後、速やかに報告

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

村は、地震防災応急対策又は発災後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を計画的に整備する。なお、整備するにあたって、避難地、避難路となる道路及び避難施設等においては、段差の解消、手すりや身体障がい者用トイレの設置など、要配慮者に配慮した施設の整備を推進する。

1 避難地の整備

居住者等の避難の円滑化と避難者に対する延焼火災からの保護等を図るため、避難（場）所案内板の整備、避難地出入口の段差解消、耐震性貯水槽等の設置など、避難地の整備を推進する。

2 避難路の整備

居住者の避難の安全と円滑化を図るため、狭隘道路の拡幅や避難誘導標識の整備を推進する。

3 消防用施設の整備

地震発生後の消防活動が、円滑に実施できるよう、「消防力の基準」、「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽等の消防用施設や可搬動力ポンプ等の消防資機材等の整備を推進する。

4 緊急輸送道路等の整備

本章第4節第9「緊急輸送」に定めるとおり、村内には強化地域内震災対策緊急輸送路が県により指定されているが、当該道路については必要な道路整備を実施し、又は当該道路管理者に対して道路整備の推進を働きかける。また、県指定緊急輸送路と村の防災活動拠点（村役場、避難所、ヘリポート等）とを結ぶ村道や防災活動拠点双方を結ぶ村道については、村が道路拡幅など必要な整備を推進する。

5 通信施設の整備

村その他防災関係機関は、第4節第1及び第13に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備する。

通信施設の整備計画は、次のとおりである。

- (1) 村防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

6 防災上重要な建築物の整備

地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎、学校等の耐震改築、補強等を進めるため、次の措置の推進を図る。

(1) 庁舎、学校等の整備

地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎、学校等公共施設については、次に掲げる措置の推進を図る。

- ア 建築物の耐震診断の実施
- イ 建築物の耐震補強の検討及び実施
- ウ 建築設備の耐震補強の検討及び実施

(2) 収容施設等の整備

大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に、防災活動の迅速な実施と施設等収容者の安全の確保を図るため、村は備蓄倉庫、保育園、高齢者・幼児等要配慮者の収容施設、多数の者を収容する施設の整備を推進する。

7 水道施設の整備

震災による水道の断水を最小限にとどめ、被害箇所をできるだけ少なくするとともに応急給水を確認するため、水道配管においては強度が低下している老朽管を更新するとともに、施設の耐震化の推進、配水池への緊急遮断弁の設置、給水タンクの確保等の整備を行う。

8 消防用施設5か年整備計画

(単位：千円)

年度 種別	27		28		29		30		31		合 計	
	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費
耐震性 貯水槽 (40m ³)	1基	6,480			1基	6,000	1基	6,000	1基	6,000	5基	30,480
耐震性 貯水槽 (60m ³)												
消 防 車 庫							1棟	5,350	1棟	5,350	4棟	21,400
小型動力 ポ ン プ						5,400	2台	5,400	2台	5,400	8台	21,600
ポンプ車							1台	18,360			1台	18,360
指 揮 広 報 車												
防 災 行 政 無 線 移 動 系									1式	100,000	1式	100,000
消 防 団 無 線			1式	6,156							1式	6,156

第6節 大規模な地震に係る防災訓練計画

1 防災訓練の実施

村は、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に村独自の防災訓練を実施しているが、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

総合防災訓練は少なくとも年1回以上実施し、個別訓練についても関係機関と連携して随時行う。

なお、総合防災訓練は、注意情報の発表から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。

2 訓練の内容

村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

なお、訓練内容は、前年度までの訓練内容を踏まえ、より実践的に地域の実情にあったものとし、定例的なものにならないように検討するとともに、訓練後には訓練結果を検証して問題点等を洗い出し、今後の防災訓練に反映させていく。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者（避難行動要支援者）、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 地震予知情報、避難勧告等の情報伝達訓練
- (4) 車両による避難訓練

3 県への助言等の要求

自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な広報及び教育を推進する。

1 村の職員に対する教育

地震防災応急対策事務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びそれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

3 児童生徒に対する教育

(1) 村は、児童生徒に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して行われる研修等の機会を通じて、村職員に対する教育内容に準じて、地震防災教育を実施する。

(2) 村は、学校等が行う児童生徒に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。地震防災教育は、学校等の種別、立地条件、地域の実態に応じた内容のものとし、計画的、継続的に実施する。

4 防災上重要な施設管理者等に対する知識の普及

(1) 危険物施設管理者等への知識の普及

上伊那広域消防本部は、危険物を取扱う施設管理者等に対して、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置等について講習会の開催等により、地震防災知識の普及を積極的に行う。

(2) 不特定多数の者が出入りする施設管理者への知識の普及

村は、ホテル、旅館など不特定多数の者が出入りする施設管理者に対して、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置等についてパンフレット等の配布、講習会の開催等により、地震防災知識の普及を積極的に行う。

5 自動車運転者に対する教育

警戒宣言が発せられた場合に、運転者として適正な行動がとれるよう、交通安全協会等交通関係団体等を通じて、警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容及び運転者にとるべき措置等の教育を広報紙、講習会等を媒体として計画的、継続的に実施する。

教育、広報の内容は、おおむね次の事項について行う。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報の知識

- (2) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容
- (3) 警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置
- (4) 地震発生時における運転者のとるべき措置

6 相談窓口の設置

村は、住民からの地震対処方法、住宅の耐震相談など、地震対策の実施上の相談を受けるため、村役場に必要な相談窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。